

第九十八回 参議院公害及び交通安全対策特別委員会会議録第五号

昭和五十八年三月三十日(水曜日)
午前十時二十分開会

委員の異動

三月二十六日

辞任

江島 淳君
遠藤 要君

補欠選任

石本 茂君
亀長 友義君

出席者は左のとおり。

委員長 宮之原貞光君
理事 梶原 清君
本岡 昭次君
香脱タケ子君
中村 鋭一君

委員

伊江 朝雄君
沖 外夫君
亀長 友義君
山東 昭子君
関口 恵造君
内藤 健君
中村 太郎君
原 文兵衛君
平井 卓志君
増岡 康治君
稲山 篤君
小平 芳平君
中野 鉄造君
美濃部元吉君

国務大臣

国務大臣 (環境庁長官)

梶木 又三君

政府委員

環境庁長官官房長

加藤 陸美君

環境庁長官官房審議官 鈴木 健君

環境庁企画調整局長 正田 泰央君

環境庁企画調整局長 大池 眞澄君

環境庁自然保護局長 山崎 圭君

環境庁自然保護局長 吉崎 正義君

環境庁水質保全局長 小野 重和君

運輸省航空局次長 山本 長君

常任委員会専門員 今藤 省三君

説明員 渡辺 伸君

外務省中近東アフリカ局中近東第二課長 小笠寺直巳君

文化庁文化財保護部記念物課長 土井 豊君

厚生省社会局保健課長 新村浩一郎君

労働省労働基準局労働管理課長

本日会議に付した案件

○公害健康被害補償法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(宮之原貞光君) ただいまから公害及び交通安全対策特別委員会を開会いたします。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。梶木環境庁長官。

○国務大臣(梶木又三君) ただいま議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

公害健康被害補償法は、相当範囲にわたる著しい大気汚染または水質汚濁の影響により健康が損なわれた人々に対して、その迅速かつ公正な保護を図るため、各種補償給付の支給等を実施することとしております。これらの実施に必要な費用のうち慢性気管支炎等の非特異的疾患に係るものにつきましては、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等を設置する事業者から徴収する汚染負荷量賦課金を充てるほか、自動車に係る分として、昭和四十九年度から昭和五十七年度までの間ににおきましては、自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を充てることとされてまいりました。が、今回、昭和五十八年度及び昭和五十九年度の措置を定めるため、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

今回の法律案は、昭和五十八年度及び昭和五十九年度において、政府は、引き続き、大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る費用負担として自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を公害健康被害補償協会に対して交付することとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(宮之原貞光君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○本岡昭次君 ただいま提案のありました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案の審議に入る前に、こうした公害補償と深くかかわっており

ます大阪空港訴訟の第四次、第五次の問題点について、若干運輸省、環境庁に事実関係をたし、法律の審議に入らしていただきたいと思います。

そこで、運輸省の方にもお越しいただいておると思いますが、去る二十六日の新聞によりますと、「大阪空港訴訟(四次・五次)和解へ」ということで、「五月から交渉開始 夜間飛行禁止が焦点」と、こういう見出しで記事が出ています。

そして、そこに関係者の話として、栗林貞一運輸省飛行場部長の話なり、また大阪空港公害訴訟原告団事務局長の寺野さんの話等も記載されているわけですが、この事実関係について、若干の経緯を含めて説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(山本長君) 大阪空港に係りました訴訟がたたくさんございましたが、一三回は最高裁判決が昨年、先生先ほど御質問の中でおっしゃいました。いよいよ第四次訴訟、第五次訴訟というものが、一三回訴訟に若干おくれまして提起されましたものが現在大阪地方裁判所に係属をしておる、こういう状態でございます。この訴訟につきましては、最高裁で判決されました一三回訴訟の判決の対象になっております時期とその後時期というものが、相当周辺の対策などについても変化がある、あるいは最高裁の判決が必ずしも一般化し得る明確な基準でもないというふうな観点もござりますので、現在国が国としての主張をしておる、こういう段階でございます。

御指摘の和解による解決というものについて、昨年の暮れでございましたが、裁判所から双方に対して打診がございました。昨年の十二月であったと存じます。私たちとしては、この訴訟というものが非常に長い期間係属しており、こうした訴訟の係属によりましていたすに問題解決

第二十一部 公害及び交通安全対策特別委員会会議録第五号 昭和五十八年三月三十日【参議院】

一

決をおくらせるということも本意ではございません。したがって、和解による解決ということを図っていくこともやぶさかではないと考えております次第でございます。

現在、運輸省におきまして和解による解決を図る場合の基本的な考え方につきまして検討を行っておりますところでございます。今後原告団の方々の和解についての考え方というものが確め、また関係省庁とも十分協議の上、双方歩み寄りが可能であれば和解という形で早期解決に努力をいたしてまいります。

こういうところが経緯、並びに若干私たちの考え方も含めまして考えておるところでございます。

○本岡昭次君 経緯がわかりましたが、いまの答弁の中で、双方の歩み寄りが可能であればという中身がございました。新聞では五月十四日にこの和解交渉が始まるというふうにまで明記してあるんですが、いま言われたその双方の歩み寄りが可能であればということ、五月十四日に交渉を始めるということの間に関連があるのかないのか。五月十四日というのは、いまおっしゃった歩み寄りの可能、不可能を抜きにしてもう交渉がスタートするのかわるか。その点はいかがですか。

○政府委員(山本長君) 五月十四日の期日は、和解ということも含めて、今後の訴訟をどのように進めるべきかということについて意見の交換を行う、こういう打ち合わせの期日というふうに聞いております。法務省もそういうふうな理解をされておるところでございます。和解について直接に話をすると、こういうものではないと、こういうふうに考えております。

○本岡昭次君 そうしますと、新聞の報道は、和解期日を受け入れたというか、明示されたことは、「はっきり和解の方向へ踏み切ったものとみられる」という中身がありますが、いまの御説明では、和解に踏み切ったのではなくて、和解への条件をどう整えるかというような事柄も含め

て、まずテーブルに着くということだという理解の方が正しいんですか。

○政府委員(山本長君) そのように御理解願った方が正確かと存じます。

○本岡昭次君 その後、地元の豊中、川西の訴訟団の関係者の方では、この問題につきましてそれぞれ豊中市あるいは川西市に対して和解あつせんを依頼する、こうした記事も一方では出ています。というのは、行政の方が積極的に和解へのあつせんを、その労をとってもらわなければならない、とすべきだと、そして解決を早めてもらいたいという原告側の一つの考え方が非常に強く出ているように思っています。それについて私はなぜかと思つていたので、和解そのものに対する確定があつたのではなくて、和解そのものの条件も含めていろいろなまだ事前の問題がたぶん残っているというところがわかったわけですか。

そこで、これは要望になりますが、いま言いましたように原告側がこのような豊中、川西市に対して行政側の国に対する働きかけ、和解に対する働きかけ、こうしたものも要請しているという状況です。和解という問題について積極的な立場で対応してもらいたいという要望をまず申し上げたいのですが、これについて前向きなお考えを示していただければありがたいと思います。

○政府委員(山本長君) 裁判所の和解と申しますのはやはり裁判の判決と同じように一つの規範になるものでございまして、そういう意味におきまして、和解といえども、公害に関する皆さんの訴訟が、航空も含め、それ以外のものについても提起されておりますので、それに対する影響というものを考えなきゃなりません。そういう意味におきまして、非常にそういう影響を含めまして判断をしなきゃならない。こういう意味で先ほど関係省庁とも十分話し合わなきゃならぬというふうにも申し上げた次第でございます。そうではありますけれども、これも先ほど申し上げましたように長い間の訴訟でございます。こ

ういう双方の歩み寄りが可能な形で解決をできるならば、運輸省としては早期解決を図っていくということについて、望ましい方向だというふうに考えております。運輸省の基本的な考え方はそういうところでございます。

○本岡昭次君 そこで、この新聞に出ています運輸省の栗林飛行場部長の談話なのですが、これはそちらもお持ちだと思います。この談話の全体の内容は運輸省として責任の持てるものなのかどうか、それはいかがですか。

○政府委員(山本長君) 表現はともかくといたしまして、考え方としてはこういうふうな考え方を持っておくことは事実でございます。

○本岡昭次君 ここで細かいことを論議することは不適当だと思いますが、ただ、いままでの委員会の中で、九時以降の飛行禁止のための禁止の問題につきましては、環境庁並びに運輸省との間で私が若干の質疑をし、いろいろ答弁もいただいておりますので、九時以降の夜間飛行禁止の問題については若干質問をさせていただいて、この問題は終わりたいと思います。

そこで、夜間飛行の禁止についてですが、この飛行場部長の話では「午後九時以降の夜間飛行禁止についても、最高裁が住民の差し止め請求を却下していることからして、和解条件に明記することとはできないと思う。」というふうなことであり、一方訴訟団の方は、午後九時の問題は絶対にこれは守ってもらいたいという、最終的に金額の問題ではかえられない折衝の問題になるんじゃないか、こう思いますが、この話の中では「和解条件に明記することはできない」という、「明記することとは」ということは、先ほど答弁の中にありましたように、公害問題全体のいろんなことに影響するということも考えてのことだと思えます。

しかし、大阪国際空港の問題については、午後九時飛行禁止ということが具体的な問題の解決に非常に大きく役に立っているという事実については、だれも否定できない、こう思います。もう一

方、明記はできないが、その問題について住民の皆さんが納得できる条件をつくるのが他に方法があるというふうな受け取り方もできるわけで、運輸省の九時以降飛行禁止という問題についての態度が和解の問題をめぐって従来から変わらないことを私は強く行政措置の問題として望んでいるのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(山本長君) この差し止め問題は、最高裁判決がありましたあの第一次及び第三次訴訟における争点の最大のものであつたことは御存じのとおりでございます。これにつきましては、結局は空港の使用ということに対する国内、国際両面からの必要性和、それから空港の運用に伴う公害の発生にかかわる住民の被害というものが双方を勘案の上、結局行政庁の適切な判断によつてそれを行っていくべきだ、こういう判断が示されたのでございます。

そういった意味におきまして、先生御指摘の栗林部長の発言も、和解というのは裁判と同じように一つの規範でございます。それにつきまして最高裁が判決を示しましたその判断というものを私たちも踏まわけるにはいかな、こういう意味におきまして和解の中に入れるのは適当でない、こういう発言をしたものと思えます。またそれは正しいとも思いません。

しかしながら、最高裁の判決も、行政庁の判断に任せているとはいえず、両方の必要性和と公害問題を十分に考えた上、適切な行政措置を行っていくべきだという考え方に従つて私たちもやっております。従いまして、現在まで九時以降の航空便の発着につきましてそれを認めないという行政措置をとつておるのでございますが、現段階におきまして直ちにこれを変えまして九時を延長するというふうなことを課するという考え方を現在も持っておりません。そういう態度で当面は考えていきたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○本岡昭次君 いまの答弁に十分私は納得できま

せんが、しかしいまの時間はその問題を論議する
適当な場でもございませんので、一応和解という
問題がいま問題に上ったという時点における運輸
省の考えということで聞かしていただいたという
ことにします。

そこで、環境庁に最後にこの問題でお伺いし
ますが、環境庁はこれは運輸省の問題だといってこ
れを横に見ているわけにはいかない、こう思いま
す。環境庁長官として、大阪空港訴訟の問題が和
解に進みつつあるという状況に対する評価と、そ
の焦点が九時以降飛行禁止ということにしばられ
てくるであろうという問題に対するひとつ見解
を、所見を賜りたい。

○国務大臣(橋本又三君) 一般論としまして、こ
ういう公害関係の紛争につきましては、私どもと
しましてでもできるだけ速やかに話し合いができま
して進んでいくことが望ましい、このように考え
ておるわけでございます。

それで、いま環境庁はだまって見ておれない、
おっしゃるとおりでございます。私どもも決し
てだまって見ておるわけではなく、いまの四次、
五次の紛争問題、この和解の問題につきましては
十分関心を持っておる、こういうことでございま
す。ただ、この和解の条件ですね、われわれが直
接参加いたしておりませんし、現在裁判中でござ
いますので、これをどうするかということ
は、そのコメントはひとつ差し控えていただ
きたいと思っております。

ただ、五十六年でしたか、最高裁の判決が一
三次のもので出ましたとき、これは環境庁として
は、ああいう判決が出たけれども、九時以降の飛
行禁止、これはいまも運輸省の方から現在がこう
だから当面これを要する気持ちはない、こういう
答弁がございましたが、われわれとしましては、
これは当然五十六年のときに環境庁として長官談
話を発表した、そういう経緯もございしますから、
ぜひともいまの現状を続けていただきたい、こう
いう気持ちは持つておるわけでございます。
○本岡昭次君 最後に、環境庁に要望しておきた

いのですが、問題は環境庁がどういう指導性を関
係省庁との意見調整なりあるいは閣議の中におい
て発揮するかということにかかっている、私はこ
う思います。したがって、いま環境庁長官も言わ
れたように、五十六年十二月十六日に環境庁長官
談話として最高裁判決について出ています。ここ
の文章の中に、法律論は別として、夜九時以降の
ダイヤが設定されていないという現在の状況が空
港周辺住民の生活環境の改善に寄与しているとい
う事実が照らし、今後とも引き続きこのような
措置がとられるべきであるという意味の談話があ
ります。これと同じ答弁をそのときの私の質問
に対して環境庁としては出されているわけでござ
いますから、こうした立場をひとつ堅持して、五
月から交渉開始の和解問題について、地元住民、
訴訟を行っている、被害を受けている人たちの立
場に立つて、これから積極的に対応していただ
きたいという要望を申し上げ、いま一度くどいよう
ですが環境庁長官のお言葉をいただいて、これは
終わりたいと思っております。

○国務大臣(橋本又三君) 先ほども申し上げまし
たように、五十六年十二月十六日に長官談話を発
表いたしましたその環境庁としての考え方、これ
は現在も変わっておりません。

○本岡昭次君 それでは運輸省は結構です。
それでは法案の問題について若干の質問をして
まいりたいと思っております。

まず、公害健康被害補償制度の役割という問
題についてお伺いします。
大気汚染による健康被害は高度成長が始まった
ころから数えて三十年近い歴史があります。これ
に対する現行の健康被害補償制度による救済が実
施されるようになったのは昭和四十九年であり、
今日まで八年余り経過したにすぎないという状況
にあります。この間の制度が果たしてきた役割
りを環境庁としてどのように考えているのか、ま
たこの制度を将来に向かってどのように充実させ
ていかなければならないかといった長官の見解を
まず伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(橋本又三君) 御指摘のように、い
ゆる公害健康被害補償制度は、四十年代の高度成
長の経済成長のときに大変な環境汚染が出まし
て、多数の患者が発生しまして、そのために被害
者の方々の迅速かつ公正な保護を図ることを目的
としてできた制度でございます。これはもう御承
知のとおりでございます。この制度ができてしま
いましてお話しになりましたように八年間たつてお
るわけでございます。この間にいろいろ各方面の努
力もございましたし、国民各一人一人の御努力等
によりまして、あるいはまた経済情勢、社会情
勢、こういう変化もございまして、状況が変わっ
てきたわけでございます。しかし、この制度によ
りまして損害をてん補するために障害補償費ある
いは各種補償給付の支給が行われますとともに、
被認定者の健康の回復等に必要なる福祉事業等も実
施されてまいりましたし、こういうことで私は被害
者の保護にはこの制度が大きな役割りを果たし
てきた、かように考えておるわけでございます。

今後とも、環境汚染の未然防止、これは何とい
いまして第一義的に重要なことでございしますか
ら、この未然防止ということをごさいます。ま
して、環境の保全に努めつつ、健康被害者の迅速か
つ公正な保護に万全を期してやっていきたい、か
ように考えておるわけでございます。

○本岡昭次君 現在の患者総数を一番最近の数字
としてここで報告していただきたい。
○政府委員(大池眞澄君) この制度におきま
す第一種地域に係る直近の現存の被認定者数につ
いて申し上げますと、五十七年の十二月末現在で八
万五千五百八十一人となっております。

○本岡昭次君 対前年度比の増減はどのように
なっておりますか。
○政府委員(大池眞澄君) お答えいたします。
五十七年十二月末を前年同期と対比いたします
と三・七％増となっております。

○本岡昭次君 その問題は後ほど質問させていた
だきます。
次に、最近の経団連の制度見直し要求の問題に
ついて伺っていきます。

私も、先ほど長官の話にありましたが、まあこ
の法案が大気汚染に悩む地域住民の補償に一定の
役割りを果たしてきた、あるいはまた公害の事前
防止という問題についても一定の役割りを果たし
てきたというふうに思います。しかし、また一方
では多くの不十分な点を持つていことも事実で
あり、その点についての改善がこれからの環境庁
の課題として残っていると、こう思っています。
ところが、公害の加害者たる企業を代表する経団
連の方では、この制度の発足当時には紛争抑止効
果があるとして一定の評価をしていたようです
が、その後一転してこの制度に対するさまざまな
批判や非難を加えてきているようになっていま
す。

私はそれを新聞を通して知るわけですが、その
主張なり要求はそのときときによつてさまざまに
変わつてきておりますが、環境庁はこれまで経団
連からどのような主張なり要求を突きつけられて
きたのか。また、現在も経団連からこの問題につ
いて要求を突きつけられているというふうに聞い
ているんですが、どのようなものが経団連から寄
せられているのか、説明を願いたい。

○政府委員(大池眞澄君) 先ほど御指摘もござ
いしましたが、この制度をめぐりまして、大気汚染の
状態の変化もございまして、この制度にかかわる
いろいろな関係各方面から意見が寄せられている
ところがございます。その中で主として費用を負
担する立場からの御意見というふうなものがあり
いろな形で環境庁の方にも寄せられておるわけで
ございますけれども、これを集約するような形で
経団連が、たしか五十一一年ごろからだったと思
いますけれども、随時意見を表明し、意見を寄せて
きておる、こういう状況にございます。
それで、最近の意見を集約して御説明申し上げ
ますと、一つは著しい大気汚染の影響を受けてい
ないことが明らかでない、たとえば汚染が改善され
た後に新たに生まれた人や転入した人が認定され
ることは問題ではないかという御意見、あるいは

著しい大気汚染がなくなった地域については地域指定の解除要件を明確化し、またそれに該当するものがあれば解除すべきではないかという御意見、そのほか認定された患者でもしただけを吸っているような者があれば、その点についての何らかの適切な措置をとるべきではないかという御意見、その他高齢者の問題でございしますとか公害医療の問題等々、幾つかの意見を寄せてきていますのでございます。

○本岡昭次君 その経団連が環境庁に、いま要約して言われましたけれども、そのような要求、批判が寄せられていることについて、環境庁としてどのように対応してきたかということをお伺いしたいと思ひます。いま経団連の主張していることをここで一々反論するのは、経団連とのそうした場があったときにやればいいわけでございますから、この場ではこうした経団連の主張、私はぜひぶん手前勝手な主張だというふうに思ひます。環境庁はこの要求に対してどう対応してきたんですか。また、これからこうした問題に対してどう対応しようとしているんですか。

○政府委員(大池眞澄君) 費用を負担する立場からの御意見もございしますが、患者の立場からの御意見も寄せられておりますし、その他この制度にかかわりのある御意見をたくさん私どもの方にちょうだいしているわけでございます。その主要な問題点と申しますのは、現在の大気汚染の状態をどのように評価するかというようなこと、それに関連しまして地域指定をどう考えるか、こういう地域指定をめぐる諸問題が一つの大きな問題点であるかと存するわけでございます。

御承知のとおり、大気汚染につきましましては、硫酸酸化物が公害防除努力の結果著しく改善されています。反面、窒素酸化物等、主要な汚染指標として目される物質が依然としてまだ横ばいの状態にある。このような汚染の状況の変化をどのように評価をするか。すなわち、先ほど申し述べました御意見の中に著しく改善された地域で云々という

ような部分がございすけれども、そのように判断してよろしいのかどうかという御意見が中心の問題点になるわけでございます。他方では、窒素酸化物等を評価して地域の拡大を図るべきであるという御意見も寄せられていて、この御意見をどう評価するかという問題で共通するわけでございます。現在の汚染の状態をこの制度で対象といたします指定疾病とのかかわりにおいてどう評価するか、これが一つの大きな眼目になるわけでございます。

そのため、かねてより環境庁におきましては、こういったような御意見におたえすべく、またこの制度の創設時からそういう問題点が提起されておったことでもございすけれども、窒素酸化物等の評価の問題につきましましては、国内、国外の知見を鋭意収集するとともに、必要な調査研究を逐年実施し、また現在継続中である、こういう状況でございす。先ほど申し述べました問題点は非常に医学的、科学的な知識を基盤とした科学的な要することとございまして、そういった科学的な知見を基盤として、冷静な論議の中で合理的な結論を導き出していく必要がある、かように考えているわけでございます。環境庁としてはいまそういうような考え方に立つて対処をしているところでございます。

○本岡昭次君 いまの環境庁の説明はいろいろ取り方ができると思ふのです。環境庁として積極的に、大気汚染の原因の問題について、まあいままでは硫酸酸化物、SO_xの問題を中心にして改善をやってきた、しかしまだまだもう一方のNO_xを初め浮遊粒子のような問題についても問題が残っているから、大気汚染に苦む公害患者を救済する問題点についてさらに拡大改善をしようといふ御意見もございす。一方では、経団連のそうした要求を組み入れて、この補償の制度そのものを縮小していこうということになるのではないかと、これは危惧もいまのような話であればあります。

そこで、やはりそうした問題はできるだけはっきりとさせていたいただきたい。一体環境庁は、いまもおっしゃいましたけれどもSO_xを中心として大気汚染状況が緩和されてきた、そのことを理由に、患者の認定要件の厳格化、あるいは地域指定の解除の準備体制の整備などを含む補償制度の抜本的見直しに着手をして、近く中公審に諮問するのではないかと、そういう方針を持っているのではないかと、こういう心配をする向きもありません。私もそういうところに進むことに対する懸念を持っております。環境庁、そうした中公審にこの問題の補償制度の抜本見直しについて諮問するような考えがあるのかないのか、ひとつはつきりとこの点はお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(大池眞澄君) 先ほど御説明申し上げましたような経緯、背景でございまして、まあ私もこの制度を所管する立場といたしましては、関係者から寄せられます意見というものは重視しながら、それに合理的にお答えしていく責務があるかと思つておるわけでございす。ただ、現断面上におきまして、そのための基盤となるべき知見の集積に相努めているわけでございまして、調査研究を目下継続中という段階でございす。したがって、まだ先ほど御指摘のような具体的なスケジュールとしてそのようなことを現在御説明できるというふうなものとは持ち合わせておりません。そのような状況でございす。

○本岡昭次君 御説明でございす。現状ではないというふうな答弁じゃなくて、補償制度の抜本的見直しに着手して、そして中公審に諮問する方針、こうした考え方をいま環境庁としてずっと進めているのかどうかというのをはつきりおっしゃっていただきたい。

○政府委員(大池眞澄君) 現在の調査研究をまずきちんと取りまとめるといふことが先決問題でございす。その取りまとめとありたいを勘案し、専門家にいろいろと御相談する必要性は私どもとしては感じております。それを中公審に諮問のような形でお願ひすることになるのか、どのような

形でお願ひすることになるか、この点はまだ具体的なスケジュールとして現段階では考えておる状況ではないということをおし上げたわけでございます。

○本岡昭次君 まあ、中公審に諮問するかどうかは現在の調査の結果を待ってということでございます。しかし、もう一方調査研究そのものの結果によつては補償制度の抜本の見直しに着手する、こういうこともその結果としてあり得るというふうな考えでいいんですか。

○政府委員(大池眞澄君) 抜本の見直しとおっしゃる意味の内容によるわけでございます。けれども、現在私どもが調査研究を行つております趣旨といひますのは、先ほど申し述べましたように、硫酸酸化物が著しく低減をし、NO_xが横ばいの状態で、これをどう評価するか。そして、その結果に基づきまして地域指定をめぐる諸問題、これにつきましましては関係者からきかめて強い要望がある、これは関心が寄せられているわけでございす。その動機であらうと、こういう意味でございまして、その意味におきまします見直しということとは必要であらうと感じております。

○本岡昭次君 いまの問題を角度を変えて質問いたします。先ほど経団連の問題を言いましたが、経団連の問題を単純化して言いますと、大気汚染は企業側の努力によつて改善されているのに患者がふえていくのはおかしいではないか、だからその病気のものは大気汚染による病気でなくして他の原因による病気ではないか、こういう主張ではないかというふうな考えられます。そして、その暴露要件の厳格化や地域指定の解除を要求しているというところなんです。いま環境庁のやっている調査研究といふものが、こうした経団連の言っている主張と軌を一にするものではないかという懸念、危惧を持っているから先ほど言ひささな形では私に質問をしているんです。こうした経団連の考え方を現在の時点で環境庁はそのとおりだと、

こういうふうに思われるのか、いやそうではない、このように考えられるのか、その点はいかがですか。

つまり、大気汚染は改善されたのに患者がふえるのはおかしいではないかということが一つ理由になってこの問題が提起されてくるという事柄について、環境庁も同じような発想を持つのか、それについては異議を持つのか、その点いかがですか。

○政府委員(大池眞澄君) 私どもの立場といたしましては、この制度を預かる立場から検討しているわけでございまして、どこから御意見があったとしてもそれのみ偏ってということとは私どもとしてはとれない立場でございまして、広く寄せられている御意見をすべて踏まえながら、事柄が医学的、科学的な基盤の中できちっと論議を行っていくべき事柄でございまして、結果的にどのような結論になるかは、これはいま予断を許しませんけれども、そういう姿勢でこの問題には取り組んでいっているつもりでございまして。

○本岡昭次君 だんだん不安になってくるのです、いまの御答弁を聞いておいて。そのみに偏って私たちは考えているんじゃないと、多くの人の意見を聞き、医学的、科学的に正しい判断を下していく、その結果経団連の言うようなことになればそれはそれだというふうなことであったと思うんですが、経団連の言っている大気汚染が緩和されているのに患者がふえるのはおかしいじゃないかと、必要のない人にたくさん金が行っているんじゃないか、必要のないのに金を取っているんじゃないか、こういうごくわかりやすい理屈です。

それに対して、ごくわかりやすい理屈で考えていくと、確かに硫酸酸化物を原因とする問題点は改善されたかもしれない。にもかかわらず患者がふえるというのは、他の原因がそこにある、他の原因が一向改善されないからそれによって患者がふえているんだと。その他の原因とは何かと、これはこの法律が制定されるその当時から問

題になっておった、先ほども環境庁の方から言われました窒素酸化物の問題や浮遊粒子状物質、そうしたものの健康影響の問題についてより困難な状況がそこにできているから、それが多くの患者をつくり出しているんだ、地域住民の健康を損ねているんだというふうに理解するのがごく自然であり、環境庁という立場から考える考え方というの、むしろ私がいま言ったような立場での考え方でのこの問題の解決に当たるべきではないか、このように思うのです。

それで、さきほどもNO_xの問題について言われましたけれども、NO_xの健康影響の問題についていろいろ知見を収集しているところだということですが、環境庁としていまその問題についてのはっきりとした知見を持ってもらわなければ、経団連の言っているような常識的な主張の中に対応できないということを強く感じています。いま私が言いましたように、環境庁のとるべき態度のあり方と、それからNO_xの健康評価についての知見が初めに言われたようにまだ調査の段階というふうなことになるのかどうか、再度その点について伺いたいと思います。

○政府委員(大池眞澄君) 御質問の冒頭で述べられました指定地域で患者が増加しているという点につきましては、一つには地域指定後のそれぞれの地域の期間が短いというございまして、指定して日の浅いところでは患者数の増が依然としてまだ多いところもございまして、またこの補償法以前の旧医療救済法のころに指定したような地域におきましては患者数は横ばいあるいは減少傾向が見られているというふうな状況でございまして。そのほかいろいろ要因が絡んでおると思われますけれども、一つの要因だけで説明できるものとは考えておりません。窒素酸化物、浮遊粒子状物質は、これはもう御指摘のとおりでございまして、私どもとしても、この制度を構築するとき以来、大気汚染の主要な汚染物質として硫酸酸化物と相並んで窒素酸化物等も重視して取り組んでいるところでございます。

ただ、現時点におきましては、硫酸酸化物が非常に減ってまいりまして、横ばいとして取り残されたような形の窒素酸化物等をどう数量的に評価するか、ここが非常に技術的にはむずかしいポイントになっておるわけでございまして。硫酸酸化物の非常に高濃度汚染というふうな昭和四十年代の経験を経て、かつ公害関係の疾病の多発を経験して、大気汚染と現在の疾病とのかわりというものはその時点において非常に因果関係として理解されたわけでございまして、現時点におきまして汚染の態様が変わった、これを現在の指定疾病とのつながりにおいてどう数量的に評価したらいいかと、ここが一つの眼目になっておるわけでございまして、この点は先ほど来繰り返し申し上げておりますように、医学、科学的な知見を可能な限り集めたその基盤に立って合理的に解釈をしていく問題である、かように理解しておるところでございまして。

○本岡昭次君 ということは、NO_xの問題を制度に載せていくということについて、科学的、医学的な十分な把握ができていないということのようですが、しかしこの法案ができた当時の環境庁の国会における答弁を見れば、いまあなたの言っておられるようなそんな悠長な話では済まされなようなことではないんですか、環境庁として。いまあなたがおっしゃっているような、目下一生懸命調査研究中なんだというふうなことではないんですか。

○政府委員(大池眞澄君) 私どもは、この制度の一番基盤に科学的な根拠というものを据えて取り組んでいかなければならぬと考えておりますので、その意味におきましてずいぶん年月がかかっているではないかというふうなおしかりかと思えますけれども、その御指摘におこたえするには、やはりその基盤をしっかりと固めた中で冷静な議論を専門家にお願ひしなければならぬと、こういうふうな私どもは考えておるわけでございまして。

なければなりませんし、科学者の冷静な判断も必要だと思えます。しかし、昭和四十八年七月十日、衆議院環境保全特別委員会の会議録を見ますと、いまあなたのおっしゃったような話じゃありませんよ。ここで説明されている事柄を読みますと、全部読むと非常に長くなりますから結論部分だけ読ませていただきますと、

NO_xを主体として賦課料率を定めるということも、四十九年度の段階ではまだ無理ではないか。しかしながら、幸いNO_xにつきましては環境基準がすでに設定されております。これに伴いまして、つい先ごろ、大気局のほうも規制の方針を出しておられますので、ここ一、二年のうちにNO_xを制度に載せるといえることができるのではないかと考えておる次第でございまして。

ここ一、二年のうちにということと四十八年の段階でおっしゃっています。そして、この委員会は、最終的にこの法案を成立させるために総括質問を行って、審議の中で疑義の出た問題を一つ一つただしていっているんですね。だから、この答弁というものはこの法案を成立させる要件として非常に重要な中身を持っておるといふふうに私は見ます。

いまの問題に関して、それは当時の法案を成立させる時点における判断であったというだけでは済まされないうるのですよ。ここ一、二年のうちにNO_xを制度に載せるといえることができるのではないかと、このように考えている。だから、そこにおられる委員はそうかということと納得してこの法案を成立させているんですね。それが十年近くたったいまになって、あなたの先ほどのような答弁を繰り返して聞かされてはいるわけだとして、納得せよという方が無理ではないかと思わすけれども、できるだけ詳細に、この件については私は素人ですから、私のような素人にもよくわかるようにこの問題についての説明を願ひたい。

○政府委員(大池眞澄君) その当時のことは私必ずしもつまびらかでございせんが、その当時の

判断として最善の判断をされての答弁であつたであらうと思います。現在結果論としてそのようになつてないという御指摘なわけでありまして、けれども、環境庁としてはその間一生懸命この問題には取り組んできたわけでございます。

先ほどちょっと触れましたように、硫酸酸化物の急激な低下ということが非常に急速に進展したわけでございます。かつて硫酸酸化物が非常に高濃度であり、それと共存する形で窒素酸化物、浮遊粒子状物質というような状況の中でいろいろな予測なり判断なりというものがあつたのだらうと思ひます。ところが、硫酸酸化物が急速な改善を見て、取り残されたような形で窒素酸化物というものをどう評価するかというのが、一生懸命取り組んでみましたが意外とむずかしい問題であつたと、こういうふうに御理解いただきたいと思ひます。

○本岡昭次君 意外にむずかしかつたというのをもう少しわかりやすく説明してください。

○政府委員(大池眞澄君) 現在、私も窒素酸化物につきましても文献を、国内はもとよりでございますし、国外にも求めまして、相当膨大な量の中からこの制度に参考になるような数百の文献も集めていろいろと検討し、解析を続行中でございますけれども、その二つの論文というものは莫大なエネルギーがつぎ込まれておるわけでございます。また、なかなかこの一つその一つで明快な答えが出るということではないようでございます。まして、そんなような意味でなかなかむずかしい問題だと申し上げたわけでございます。

○本岡昭次君 さっぱりわかりません。

そうしたら、いまから十年前は、一、二年後にこの問題も制度にのせるのではないかと、この問題で、この制度の中身のいわば充実の問題ですね、期待感というものを持たせて発足させていって十年たつた。それではいま改めて問いますけれども、当時硫酸酸化物と共存している窒素酸化物という形で考えていくときには一、二年で制度化できるのではないかと、こう思っていたが、硫酸酸化物

物の改善が急速に進んで、そして窒素酸化物だけ残つてみたときに、それに対する対応をどうしたらいいかということに困つておるんだ。私は科学的な、医学的な知識、それに対して反論するものを持ち合わせていませんから追及できないのは非常に残念なんです。共存していても共存する状態ではなくて、単独に窒素酸化物だけが浮き彫りにされて、それに対してどう対応したらいいのかまだ全然わからないんだという状態だ。

しからは、環境庁として、現在患者がふえているという状態とその窒素酸化物との関係、それはどういふふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(大池眞澄君) 大変むずかしい御質問でございますが、患者の増がこの制度におきまして、この認定患者さんの数という意味におきましては、先ほど申し上げましたように、指定地域が何年か置きに五十三年まで逐次指定されてきたというふうなことも一つの要因に挙げられまじやうし、そのほかいろいろおっしゃつておられるような大気汚染との関係がどうであるかというふうなことも要素としては当然検討しなければなりません。いろいろの要因があるわけでございます。窒素酸化物が単独でどういふ役割をしておるかという議論も一つはございまして、いろいろな汚染物質の共存している中で窒素酸化物を指標としてとらえたときにどういふふうな理解されるかというふうなことが実際上の一つの問題点になるわけでございます。

私どものいまの調査研究におきましては、そういう実際の地域におきましていろいろな調査方法、手法の開発も含めて現在それに取り組んでおる、そういう状況でございます。

○本岡昭次君 もうちょっとはっきり言つていただけないか、私のような素人にわかるように。私が初めて経団連の話を出したのは、経団連の話は非常にわかりやすいわけですよ。大気汚染の原因となつておる硫酸酸化物の排出について非常に改善努力をしてきた、そしてそれは改善された、

にもかかわらず患者がふえ続けているのはおかしいじゃないかという理屈なんですね。

○政府委員(大池眞澄君) 一つ大事な点を申し上げておきます。この第一種地域で対象としております慢性気管支炎、気管支ぜんそく等の疾病は、いずれも非特異的の疾病であるという点。非常に重要な点でございます。すなわち一つの原因で特定できないいろいろな要因、いろいろな原因がそれそれ組み合つてその病気が発生するということがございます。したがって、現在この制度で対象としております疾病につきましてはいろいろな原因が関与している可能性はあるわけでございます。まして、その中で大気汚染との因果関係としてどういふふうにとらえられるかという把握の仕方というものは大変技術的にむずかしい部分でございます。

高濃度の汚染というふうなことになりますと、何か事故が起つたとかあるいは動物実験ベースのようなどことを行えばこれはいろんなことがわかるわけでございますが、地域で現実に経験しているような濃度の汚染が、いま申し上げましたようなたぐいさんの原因でなり得る病気と大気汚染だけを抜き出してきてどうつながるか、そこを因果関係として説得性の高いものとして説明できるのかどうかというあたりを明確にするということは大変むずかしい部分でございます。この点の御理解をお願いしたいと思います。

○本岡昭次君 だから、逆に言えば経団連が言っているようなそんな単純な問題でないという一つの結論が出るわけですよ。一方、なかなかむずかしい問題に対する解明への努力が環境庁に要求をされておるというところではないですか。

それでは、十年前にNOxの問題の制度をここに、二年のうちにというふうな言われたと同じような立場に立つて、むずかしい困難な問題を解明して、NOxとかあるいは浮遊粒子状物質の問題についても制度にのせる。これは何もいま新しく出た問題じゃなくて、当時もそういうものが一つの原因であると言いがた、いまおっしゃつた

ように解明できないからといって直接問題にされなくて、検討課題として残された問題であるわけですね。だから、これはいつになればそれで制度の中にのせていけるようになるんですか。

○政府委員(大池眞澄君) まず第一点のこの制度にのせるという部分でございますけれども、この制度創設時の中央公害対策審議会の基本的な事項についての答申にも触れておりますけれども、硫酸酸化物のみでなくて、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、これはいずれも大気汚染を判断していく際の重要な指標であり、こういったものを総合的に判断をしていくという、考え方としてはもうすでにこの制度の中に十分に重要な部分として入つておるわけでございます。考え方としては入つておるわけでございますけれども、数量的にまだ表現するだけの科学的、医学的知見がまだ十分でない。その点の検討を引き続き行えと、こういう形になつておつたわけでございます。御承知のとおり硫酸酸化物についてはその辺を数量的にかちと押さえて組み込んでおるという意味で明確化されておるわけでございますけれども、窒素酸化物についてはその点が課題となつておるわけでございます。

○本岡昭次君 だから、最後の、それではいつになればその問題をあなた方は解決をされるんですか。

○政府委員(大池眞澄君) 現在その知見の収集の最中でございます。できるだけ早い機会にそういう足固めを、めどをつけた、こういうような努力をいま行つておる最中でございます。したがって、いまいつごろということとはなかなか私どものところで見通しを明確に申し上げる段階ではございません。

○本岡昭次君 見通しを明確に言えない。当時一、二年待つてくださうと、法制化したものを、十年たつてまだその時期は言えないというふうなことは、私はわからぬからあなたの答弁を、まだ把握してないんです。答えを出せないんですと言っていることをどうですかと聞いております。

す。

それで、要請書の中に三点述べておられるわけですが、第一点はこの補償法が制定された経緯を尊重して被害者の救済を図ること。それから第二点は、指定地域の解除は時期尚早であるという御意見が述べられております。それから第三点は、窒素酸化物、浮遊粒子状物質に基づく地域指定要件について具体化をするようにという要望の形で出されております。第一点のこの制度の経緯を尊重し救済を図る、これはこの法をあくまで私どもとしては当然のことと見ておりますが、第二点、第三点の地域指定をめぐる問題につきましては、これまでに御説明申し上げましたとおりのことで御理解を賜りたいと思っております。

○本岡昭次君 いや、御理解を賜りたいじゃない、現場をあずかっている地方自治体からの要請は、先ほど経団連の問題を言いましたから、それに対して実態はこうであるということを申し上げたのです。

もう一方、東京からもそうしたものが出ております。東京から出ている問題も、「公害健康被害補償法に基づく大気汚染被害者救済対策の強化に関する意見書」ということで、これは議会から出ています。そして、これも尼崎市と同じように、「第一種地域指定の要件として硫酸酸化物だけでなく、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質を加えること」という事柄があり、未指定の世田谷、中野、杉並、練馬というふうな区の名前も書いてあって、要するにこれは地域指定の問題について多様なものが原因としてあるではないかということ指定の拡大を要求してきているわけですね。これがまあいわば実態であろう、恐らく大阪もそういう認識を持っているであろう、こういうことなんです。

だから、環境庁の長官として、先ほど言いましたように各自治体もいま私が主張したと同じような問題意識を持ち、そして早急にその問題の解決をしてもらいたいという要望をしているんですよ。だから、こうした問題に対して、いま局長の

言ったような、先ほどお答えしたようなことでございまして、ということでは済まされないこれもやはり中身を持っていると思っております。

環境庁長官、具体的に東京都議会、そして尼崎市から出されてきたこの要望の中身について、長官としてどのように受けとめられるか伺いたしたいと思います。

○国務大臣(橋本又三君) 尼崎市長から参ったのも、また東京都議会から私のところに参った要請書も十分承知をいたしております。ですから、こういう意見も踏まえまして、先ほど申し上げたのとおり、自治体からのこういう意見あるいは患者側からの意見、また委員が冒頭から仰せられておる経団連からの意見、こういう各方面からの御意見がございまして、私もどもどもに左右されず、にひとつ合理的な結論を得たいということで進んでおるわけでございまして。この結論をできるだけ早く得るようには、最大の努力をあらわしておる、こういう段階でございまして。

○本岡昭次君 まあどれにも左右されず、それは基本的にそうなるかと思いますが、しかし問題は、その公害によつて健康を損ねて、そして正常な状態で生活できない、働けないというふうになる公害患者そのものが一体どういう実態にあるのかということが、環境庁のよつて立つべき私は基本だと思ふんですね。実際に公害によつてさまざまな体に障害を起こす、その人たちがふえているのか減っているのかという問題、これはもう一番基本だと思ふんですよ。現に具体的には尼崎も東京もふえている。何によつてふえているのかというその問題について、その公害の発生源なり、体を損ねる直接の原因は何かという問題の研究は、それはいろいろあるにしましても、公害による患者がふえているというこの事実だけを環境庁は絶対逃げるべきではないと私も思ふんですよ、ふえているんですよ。

そして、新しく交通公害と言われるように、騒音、自動車の排気ガス、そうしたものにによる新しい問題がいろいろ起こっているんですよ。それから

いう認識に立つて環境庁は具体的な公害防止と救済に乗り出さなければ、先ほどおっしゃるようないろいろな意見じゃなくて、よつて立つのは公害患者がふえていると、そして公害そのものは全体としては減っていないんだという認識に立つのかどうかだと思ふのです。

長官はどうですか、公害患者、公害による健康被害を受けている人たちが減っているというふうな認識なんですか。それとも、どんどんふえていって大変な状態になると、こういう認識をお持ちなんですか、どうなんですか。

○国務大臣(橋本又三君) 現在は減っているとは認識いたしておりません。ですからふえつつあることは事実でございまして、何によつてこれがふえておるかというのを、非常に複合的な原因なものでございまして、何によつてどのようにふえておるか、この実態をどういふようによつて、先ほど来申し上げておるようによつて科学的にこれをつかんでいかにやらない、こういうことで努力いたしておる、こういうことでございまして。

○本岡昭次君 それを環境庁としてどのようにやっておられるのかという問題なんです。いまおっしゃるように、何が原因で硫酸酸化物、窒素酸化物、それから浮遊粒子状物質、こうした問題は十年前に大気汚染による健康被害の原因だといふふうに挙げられ、結局それが慢性呼吸器疾患といふところでそれが特定されているわけですね。しかし、問題はそれにとどまらず、降下ばいじん、問題とか炭化水素、光化学オキシダントといふふうな問題から出てくるさまざまな循環器疾患の問題とか、あるいは肺がん、全身のさまざまな影響が起つてきているわけ、そのほか低周波の問題もこれあり、特に騒音に対する問題等もあるわけ、大気汚染による健康被害が一体何なのかという、いさし突つ込んだ基本調査のようなものをしっかりと環境庁が早くやって、この病気の範囲というものも新しく再確認して、公害に悩む患者、あるいは公害患者を抱えてその救済に当たっている各自治体に対して環境庁の積極

的な対応を示すべきではないか、このように思ふんですよ。

いま、環境庁長官、いろいろなものがあるんだ、いろいろなものがあるんだと言つたって、具体的にそれに対して、それでは調査なり研究なりを具体的なひとつプランとしてやっているのかどうかという問題についてこで言っていたんだかどういふか、抽象的なそんな答えを幾らいただいたってどうにもならぬ、こう思ふのですがね。

○国務大臣(橋本又三君) 具体的な問題につきましてはまた保健部長から答弁させますが、全国的に全部トータルで見れば御指摘のようにふえておるわけなんです、地域によりまして減っているところがあるんですよ、四日市なんかはね。こういう問題もありまして、だからなかなか、ふえていく、あるいは減少していく、この原因というものを的確につかまなければ、この制度をどういふのという見直しをできないわけでございますから、地域の指定をするにしましても、あるいは暴露条件をどうするか、いろいろなことをするにしましても、そういうふうには大変な地域によつても異なるむずかしい面がございまして、くだいようでございまして、それらのことを冷静に私どもは考えていかなければならない、こういうことで知見の集積にいま最大の努力を払つてきておる、こういうことでございまして。

○政府委員(大池眞澄君) 御指摘の点につきましては、私もどもども常に問題意識を持ちながら、それに関連します内外の情報の収集に努めておりますし、また指定疾病に関係いたします研究も積極的に取り組んで実施しているところでございまして。

○本岡昭次君 研究を積極的にやっていまして、やっていますの繰り返しで、それ以上の何も出てこない。私は非常に不満です。そしてまた、環境庁としての答弁も非常に不十分であり、そしてある意味では不親切だと私は思っています。しかし、もう時間が相当過ぎていますから、この問題はこれでおきますが、いま私が質問した一つでも、大気汚染による健康被害とは一体何な

のかというふうな、基本調査をして病気の範囲を再確定するというようなことはどうですかという質問を私はしたんですから、それについては基本調査の必要があるとかないとか、いや基本調査は事実いまいこういうふうにやっておりますのでどうですかというふうな、どうですか、私の質問に対して的確に答弁する気はあるんですか、ないんですか。私はもう全然、さっきのやりとり聞いておいて、環境庁なんというのはお金もないし、何もなし、環境庁長官の頭でやるんだ、頭でやるんだと言いが、いまみたいなやりとりが頭でやることかなと半分あきらめながら私さっきからやっておりますが、どうなんですか、もう少し具体的なか身を答弁できないんですか。

○委員長(宮之原貞光君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(宮之原貞光君) 速記を起して。

○政府委員(大池眞澄君) 内外の知見の収集という抽象的に申し上げた点につきましては、先ほど数百の文献を集めてというところまでは御説明申し上げたつもりでございますが、中身の肉づけをいたすとすれば、臨床面、疫学面、動物実験、そういったような各分野ごとにそれぞれ相当数の文献を、専門的な複数の先生方でそれぞれをどう位置づけ、評価し、相互に関連づけるかというような作業をいまやっている最中でございます。したがって、その取りまとめの結論がまだ出ませんことにはそれ以上の解説も私どもとしてはまだいたしようがないということをお願いしたいと思います。同様なことを望み酸化物、浮遊粒子状物質をやっておりますが、その他もろもろの文献調査もそのような進めぐあいで行っております。

それから地域での調査と申しますのは、五十五年から着手しておる新しい調査がございまして、従前用いておりましたBMR Cという英国で開発された疫学調査の有力な調査でございますが、それと少し趣を変えた、アメリカで開発されましたATSというふうな方式の調査を現在手法開発と

いうようなねらいのもとに実行しておるところでございます。

○本岡昭次君 私専門的にもう少し勉強してまた改めてやりますが、いまもそういう調査をやっているんだということでございますが、それは何ですか。もう最後にこれを質問して終わりますけれども、いろんな学者や研究者が集まってもらつて、NO_xの問題、浮遊粒子状物質の問題等の指標化の問題についてやっていると、いまこの問題に對しての結論を急がないと非常にむずかしい問題が起るんですというふうな状況において、いつまでという期日設定をやつて環境庁としてこの問題の解決に当たつていかなければ、どうぞいつまでも十分に納得のいくように慎重にやつてくさいということでは、行政は生き物であり、現に公害の被害によつて健康を損ねている人がいるという問題に對しての対応では、いまみたいな形でどうにもならぬじゃないですか。

だから、研究のまとめのめどというふうなものをやはり行政の責任としてはつきり言わなければ、それは行政の怠慢だということにしかならぬわけ、ここであなたがそうした専門的な中身をやりとりするんじゃないで、そういうものをいつごろまでに取りまとめ、いつごろまでに明らかにして、東京や尼崎、そして各地域で問題を提起しておることに対する答えを出しますと、こういうことをここであなたが言うべきなんではないか。それも言えないんですか。この段階になつてもやっぱりそれは慎重に研究をやつてもらつていますというところしか言えないんですか。私は大いに不満ですね。

○政府委員(大池眞澄君) それでは少し形を変えて御説明申し上げますが、いまその地域の汚染の状況をどう評価するかという問題について大きく分けますと二つの問題点があるわけでございます。一つは地域の汚染の状態そのものをどう把握するかということ、それからもう一つはそれと

関連づけられるような疾病の新しい多発があるかどうか、こういったような観点とあらうかと思ひます。

その前段の汚染そのものをどう把握していくかということにつきましては、これまでの蓄積その他もございましてかなりなデータは集積されてきているわけでございます。その第二点目の疾病の新しい発生が、適切な他の地域との比較において、あるいはその適切な方法で著しい多発があるかないかということはどういう形で把握したらいいか、こういったことを一生懸命取り組んでやっているわけでございます。

そのためには、方法論としてもどうしても何年かの推移を見なきゃいかぬというふうなことでございまして、先ほど申し上げました五十五年からパイロット調査としてスタートを切つておるわけでございますが、この年度ごとに一定の時期に行つたデータが出てきて、それをいろいろ統計的にその他に解析をして突き合わせてみまさんと、これでこの調査が一応物が言えるようになったという判断に至らないわけでございます。そのようなことで、私も行政としていたずらに時間を遷延させるといふ意図は毛頭持っておりません。これはどの関係各方面からも強く期待を寄せられ、御意見も寄せられているわけでございますので、私どもとしてはできるだけ早く結論を導いていただくように今後も対応していきたいと思つております。

○本岡昭次君 それでは次の問題に入ります。

あと二、三で終わりたいと思つておりますが、それは五十五年三月二十六日の第九十一国会で出された附帯決議の中での関係する事柄です。それは公害保健福祉事業の問題について若干質問をしておきたい、このように思つております。

この公害保健福祉事業というのは、リハビリとか、転地療養とか、家庭療養器具の支給とか、あるいは家庭療養指導事業等々が定めてあるんですが、こうした公害保健福祉事業の現在の状況を環境庁として、どうですか、非常にうまくいっています。

る、あるいはまたどうも参加者が少ない、いろいろな評価の仕方がありますが、現在どのように全体の状況を評価しておられますか。

○政府委員(大池眞澄君) 公害保健福祉事業は健康被害者の健康の回復、保持、増進を図ることを目的とする事業でございます。環境庁といたしましてこれを重視して取り組んでいるところでございます。

制度発足の当初におきましては、この事業の中心として、医療にわたる部分がございまして、医師、保健婦等に参加を願わなければならぬわけでございますけれども、制度発足日も浅いというふうなこともございまして、なかなか医師、保健婦等の専門家の確保が容易でなかつたというふうな事情もございました。そこで、制度発足当時、事業実績が必ずしも十分と言えない状況がしばらく続いたわけでございます。その後、関係者、各自治体、大変努力をいたしまして、逐年その事業が伸びてきておる次第でございます。

リハビリテーション事業を例にとつて申し上げますと、最近この参加者が非常に伸びております。一つには、事業の中身として小児に對します水泳療法というふうなものもこの事業の中身に取り入れたこともございます。五十三年度には参加者が一万一千人でございましたけれども、直近の五十七年度におきましては四万一千人と増加を見ているところでございます。

それから、事業の実績としまして、実施額につきましても発足当初は一億円を下回るといふような状況があつたわけでございますけれども、五十七年度におきましては四億五千万というふうな状況で、相当それぞれの実施主体で努力をいたしているところでございます。

今後とも、このような方向で内容的にも一層の充実を図り、さらに地域によつてまだ若干足並みのそろつてないような面も見受けられる、そんな点については一層の改善を地方自治体ともども図つてまいりたいと思つておるところでございます。

○本岡昭次君 しかし、問題はこの負担率が、国が四分の一、自治体が四分の一、汚染原因者が二分の一という負担割合というところから、事業が進展していくに伴って自治体の超過負担というものが起こっているのではないかと、こう思います。また逆に、事業が進展しないという阻害要因の中にも、やればやるほど自治体側の負担が、四分の一、四分の一、二分の一と定められてあるけれども、どうしても中身を充実させようとすれば自治体が多めに負担を多くしなければならぬということがその隘路としてあるように聞いているんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(大池眞澄君) この公害保健福祉事業につきましては、制度の中におきまして特徴的な性格を持っておるわけでございます。それは、公害健康被害者の健康回復を図るという側面と、それから地域の福祉行政というような性格を有する側面とございます。

そういう点に着目しまして、国及び地方公共団体におきまして、それ相応の負担を、あわせて二分の一、それぞれ四分の一ずつ、こういうふうにしていくところでございます。この点をよく踏まえて地方自治体としてもしっかり取り組んでいただければならないし、またそのように取り組んでいただいておりますが、超過負担というようにないま御訪問でございますけれども、私も実行上いろいろ実施主体であります県市区の実態をよく聞き、意見も聞き、予算の組み替えも行いまして、できるだけ円滑に適正に実施できるようにいろいろ配慮をしているところでございます。したがって、そういう意味におきまして、超過負担等の問題があるために事業が伸び悩んでいるというような実態はないんじゃないかと、かように考えているところでございます。

今後とも、よく実施主体の意見、要望等も聞きながら適切な対応をしてみたいと思っております。

○本岡昭次君 超過負担になってなければいいんですが、私はなっているというふうに聞いている

んです。だから、ひとつ保健福祉事業というものをより充実していくために、その隘路となるであろう自治体の取り組み、そしてその自治体の負担、そうしたものが実態としてどのようになっていくかという調査をやしてほしいなと思って、もし超過負担というふうなことが現にある、あるいは逆にその超過負担になるから事業そのものに非常に消極的であるということ、またその中身が充実しないということであるならば、その負担割合というふうなものをごとくするかどうかを考慮してみなければならぬと思うんですが、そうした実態そのものを正確に把握する、そういう調査のようなものを一度やられたらいいかがですか。

○政府委員(大池眞澄君) この事業を推進するに当たりましては、それぞれの実施主体ごとに事業計画をあらかじめ聞きまして、いろいろ協議をした上で進めておるということでございまして、個別に掌握をしておるところでございます。

○本岡昭次君 それではその全体を把握しているというわけですか。

○政府委員(大池眞澄君) 事業計画としては相談を受けておるわけでございます。

○本岡昭次君 後ほどそれは資料としていただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

○政府委員(大池眞澄君) 結構でございます。

○本岡昭次君 それじゃ最後に、これも附帯決議の中にあつた問題ですが、「工場等固定発生源から排出される窒素酸化物の規制については、環境基準の達成が困難と思われる地域において総量規制方式の早期実現に努めるとともに、浮遊粒子状物質対策を強化すること」ということの中の総量規制の問題なんです。現在東京都特別区あるいはまた横浜、大阪市等の三地域であるんですが、このほか名古屋あるいは神戸、北九州等々、今後の推移を見守っていくというふうなことがなっているようなんですが、この現状と今後の見通し等について御説明をいただいて終わりたいと思います。

○政府委員(吉崎正義君) 窒素酸化物に係る総量

規制につきましては、御指摘もございましたように昭和五十六年の六月に大気汚染防止法施行令の一部を改正いたしましてその制度を導入したところでございます。

この政令の改正に際しましては、総合的に検討を行い、総量規制を導入し、所要の削減対策を実施することが特に緊要であると認められた東京都特別区等地域、神奈川県横浜市等地域及び大阪府大阪市等地域の三地域を指定したところでございます。これらの三地域におきましては、神奈川県では昭和五十七年の四月一日から、大阪府では同年の十一月一日から、東京都では同年の十一月三十日からそれぞれ総量規制が実施されておるところでございます。

また、御指摘のございました総量規制地域の指定を保留いたしました愛知県名古屋市等地域、並びに検討中でございます兵庫県神戸市等地域及び福岡県北九州市等地域につきましては、その後補完的な調査検討等を引き続き行っておりまして、これらの結果等を踏まえまして、地元の関係地方公共団体とも調整をしながら所要の窒素酸化物対策を推進していくこととおとるところでございます。

○委員長(宮之原貞光君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十五分まで休憩をいたします。

午後一時十三分休憩

午後一時十七分開会

○委員長(宮之原貞光君) ただいまから公害及び交通安全対策特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○小平芳平君 午前中に本岡理事から御質問のあった点について、私も硫黄酸化物の問題、窒素酸化物の問題、それから認定制度の問題、これらの点についていろいろ質問したいことがありますが、まずこれから質問したいと思っております。

最初に、この環境基準の達成状況で、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粉じん、これらの環境基準の達成状況はどうなっておりますか、御質問いたします。

○政府委員(吉崎正義君) 環境基準の達成状況でございますけれども、一般的に申し上げますと、近年一部の汚染因子につきましては改善傾向を示しておりますけれども、お話をいたしました窒素酸化物や浮遊粒子状物質など、改善の進んでいない汚染因子もなお多いところでございまして、具体的に申し上げますと、昭和五十六年度の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局におきまして、まず二酸化硫黄でございますが、環境基準の達成状況を長期的評価で見ますと、達成率は昭和五十六年度は全有効測定局の九八・九％となっております。また、短期的評価につきましてもそれぞれ順調に低減をして達成率が上がっているところでございます。

次に、二酸化窒素でございますけれども、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の測定結果につきましては環境基準との対応状況を見ますと、五十六年度には環境基準のゾーンの上限値でありますところの〇・〇六ppmを超えまして測定局が一般環境大気測定局では三・二％、自動車排出ガス測定局では三四・一％でございます。

それから一酸化炭素でございますが、これは大気環境がよろしゅうございまして、一般環境大気測定局では一〇・〇％、自動車排出ガス測定局におきましては九九・三％でございます。

浮遊粒子状物質でございますけれども、一般環境大気測定局の長期的評価によりますと、昭和五十六年度におきましては全有効測定局の三八・一％でございます。五十五年、前年度に比べますと若干改善しておりますけれども、依然として低い状況にあるところでございます。

○小平芳平君 それで環境庁は、二酸化硫黄の環境基準は大分進んだ、しかし窒素酸化物及び浮遊粒子状物質については進んでない、依然として汚染が続いているというふうな判断ですか。

○政府委員(吉崎正義君) お話のございましたように判断でございます。

○小平芳平君 そうしますと、本閣理事からも御指摘のあったこうしたパンフレットが、いかにも硫酸酸化物の汚染は大きく改善された、それから窒素酸化物についてもNO_xの濃度も欧米諸国の環境基準を下回っていますというふうな言われと、いかにも空気がよくなったみたいにとられますが、環境庁はそうはとっていないということですね。

○政府委員(吉崎正義君) 確かにこの窒素酸化物、浮遊粒子状物質につきましては改善がはかばかしく進んでおりません。ですけれども、硫酸酸化物につきましては順調に改善を見ておるところでございます。関係各機関の努力によりまして一時よりは空気が私どもといたしましてはかなり改善されておると考えておりますけれども、なお改善のはかばかしくない部面につきましてはさらに一層の努力を傾けたいと考えておるところでございます。

○小平芳平君 ですから、もう空気がきれいになったんだから公害病患者が減るはずだと、しかるにふえるのはおかしいじゃないかというような議論には現状はなっていない。現状は、窒素酸化物という浮遊粉じんという、汚染は改善されてないということでしょう。

○政府委員(大池眞澄君) 硫酸酸化物に着目して改善、それから窒素酸化物に着目すればまだ改善してない、こういう議論のすれ違ひの点があるわけでございますけれども、いずれも大気汚染を構成して重要な因子でございます。総合してそれじゃどっちであらうか、改善したと言えぬのか言えないのか。しかも、この健康被害補償制度の観点から申しますと、この制度の対象とするような疾病とかかわり合いにおいてなお改善したと見ていかどうかと、こういう観点が私どもの立場でございます。その観点から見たときに、どちらの言い分がどうかというのを判定する数量的な物差しが十分でないというのが現状でございます。

まして、そのためのいま私どもとしては物差しづくりを目指しての努力を行っている実情にございませう。

○小平芳平君 それではさつきと全く同じ議論になつてしまふ。

ですから、数量的な判断はむずかしいでしょう、皆さんの説によりましてこれは非常にむずかしいんだと。むずかしいが、窒素酸化物の環境基準もある段階で緩めたですね。五十三年七月、大いに緩めたけれどもなおかつ環境基準を達成していないところが多数あるということはまだまだ——この環境基準を少なくとも私たちは緩めることに反対したわけですから、科学的知見と称して環境庁当局は緩める方をとられた。とられたけれども、それから見ても環境基準を達成してないんだから、まだまだそういう汚染をなくしていく努力が必要なんだ、そういう努力をしなければ公害病患者も発生するんだということになるでしょう。

○政府委員(大池眞澄君) 気管支ぜんそくあるいは慢性気管支炎等、補償制度の対象としております疾病を引き起こす、あるいはそれとの因果関係で論じ得る程度の汚染というものがどのくらいあるかというものが補償制度から見たとときの数量的な問題点になるわけでございますが、先生の御指摘の環境基準につきましてはそれよりかはるかに大事をとった望ましい水準というふうに私は理解しております。

○小平芳平君 じゃ、環境基準は公害病発生と関係ないのですか。

○政府委員(大池眞澄君) 関係ないと申し上げたつもりではございませんが、環境基準という水準と環境基準をちょっとでも超えたらすぐ病気が出るということでは必ずしもないという御説明を申し上げたわけでございます。

○小平芳平君 それは環境基準を超えたから一〇〇%全員が発病するということは私も言っておりませんし考えてもおりませんけれども、環境基準として設定するからにはある根拠があつてやるん

でしよう。全然根拠もない、望ましい状態だといつてやるんじゃないでしよう。

○委員(宮之原貞光君) どっちが責任あるの。

○政府委員(吉崎正義君) 環境基準は私の方であります。

○委員(宮之原貞光君) 余りごまかさないうでさつきと答えてください。

○政府委員(吉崎正義君) 環境基準の設定に当たりますのは、動物実験とそれから人の志願者、篤志家によりましてこの三つのデータを総合的に判断して決めておるわけでございますけれども、その水準は、病気になることを防ぐだけではない、たとえ窒素酸化物の場合でございますと健康からの偏りというものを十分防げると、こういう水準で定められておるものでございませう。

○小平芳平君 したがいまして、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質についてはなお改善が必要だと、さつきおっしゃったとおりでいいのでしょうか。

○政府委員(吉崎正義君) 御指摘のように、窒素酸化物と浮遊粒子状物質につきましては環境濃度の改善がはかばかしくございません。なお一層の努力が必要であると考えております。

○小平芳平君 それで、さつきも問題にされお答えがあつた点ですが、発生源の公害防除の努力が反映した徴収方法をとるべきであるという五十五年法改正の際の附帯決議があつたわけですが、その発生源の公害防除の努力が反映する徴収方法というものはどうなりましたか。

○政府委員(大池眞澄君) お答え申し上げます。この制度の費用負担は固定発生源分とそれから自動車、移動発生源分というふうに分かれておりまして、ただいまの御質問が両方のことを含めておるといたしますと、固定発生源分についてはまさにその排出者から徴収をするという仕組みをとつておるわけでございます。その意味において防除努力が反映される仕組みになっております。

それから、自動車分につきましては、自動車重量税が自動車の走行に伴ひまして諸社会的費用を要するといふような観点から設けられた趣旨にかんがみ、またその後税率が二度ほど引き上げになつた際にも環境保全に十分配慮するといふような趣旨が強くうたれておる、こういう点に着目しまして、自動車分につきましては自動車重量税をもつて引き当てる、こういう措置を四十九年制度創設以来五十七年度までとつてきたわけでございます。今回その期限が参つたにつきまして御審議いただいておりますこの件につきましては、二年間の延長措置をお願いしておるところでございます。

なお、今回種々の方式につきまして中央公害対策審議会に、部会に意見を検討していただきまして、その検討結果を踏まえてそういうような判断をしておるわけでございます。で、その件につきましては、第一的に自動車から徴収するという形になるわけでございますので、汚染者負担の原則に沿つておるものであるというふうに判断しております。

○小平芳平君 自動車についてはまた後ほど御質問いたしますけれども、総量規制ですね、総量規制は、東京都、神奈川県、大阪府の総量規制の目標は立てられたんですが、その総量規制は計画どおりいつておりますか。

○政府委員(吉崎正義君) お話のございましたように、神奈川県では昨年の四月一日から、大阪府では同年の十一月一日から、東京都では同年の十一月三十日からそれぞれ総量規制が実施されておるところでございます。新規のものにつきましては直ちに、それから現に存在しておる発生源につきましては六十三年の三月三十一日までにはこの排出の規制を守るようにすると、こういう計画でございまして、六十三年の三月末までに環境基準を達成するように排出削減計画を定めておるところでございます。その結果、これを的確に実施することによりまして目的が達成するものであると考えております。

○小平芳平君 初めは愛知、兵庫、福岡も導入する計画だったが未導入になっている。これはどういうふうな措置なさるつもりか、それが第一点です。

それから第二点は、自動車の排出規制は、乗用車の五十三年度規制、トラック、バスの五十四年度規制、規制後の車が大部分出回っているんじゃないかと思われませんが、それにもかかわらずつき御答弁があったような環境基準が達成できてない、環境基準に向かって汚染が減りつつあるという傾向が出てないという事は、これはどういうわけでしょう。

○政府委員(吉崎正義君) 御指摘のありました三地域でございますが、愛知県名古屋市中区等地域につきましては総量規制の導入を留保したわけでございますけれども、現在愛知県におきましては、その後の補完的調査検討を行いまして、昨年十一月に出された県の公害対策審議会の答申を受けて、今後の窒素酸化物対策について検討が行われておるところでございます。当庁といたしましては引き続き調整を行っておるところでございます。

兵庫県でございますが、神戸市等地域につきましては、〇・〇六ppmを超えている測定局が現在存在をしております。最近の推移等から見ますと、六十年までに環境基準を確保し得るかどうか予断を許さない状況でございます。同地域につきましては、昭和六十年までに行うべき有効適切な窒素酸化物対策に関しまして、県が関係市町等との調整を含めまして、目下地元において検討が行われておるところでございます。

福岡県北九州市等地域でございますが、セメント業等における石炭転換の状況、昭和六十年以降の開発の見通し等を踏まえまして、昭和六十年までに行うべき有効適切な窒素酸化物対策について、関係地方公共団体と引き続き調整を行っておるところでございます。

第二点でございますが、自動車のNO_x規制につきましては、世界的に見ましてどの国と比べ

ても遜色のない規制を行っておるところでございます。ところが一方、環境基準が大体横ばいでございますが、いさゝか見ますと横ばいの中でも五十三年度まではやや上がり、それから今日まではやや下がり、大體しかし横ばいと、こういう状況でございますが、お話にもございました規制車の走り方でございますけれども、五十七年三月末現在におきまして、乗用車の厳しい五十三年度規制車でございますが、これが四七・三％であります。トラック、バスにおける低公害車、第一段階規制、五十四年度規制車は二九・八％でございます。五十六年度規制車は一・一％、五十七年度規制車は〇・七％となっております。

最近の五年間を見ますと、自動車の保有台数は約二四％増加をしております。また、自動車の燃料使用量及び走行キロ数はともに約一五％増加をしておりまして、そういう中におきまして、先ほど申し上げましたような窒素酸化物の濃度の状況にあるわけでございますので、今日すでに一定の効果があらわれておると考えておるところでございますが、今後さらに規制車の割合がふえていくことによりまして、一層効果があらわれてくるのであらうと期待しているものであります。

○小平芳平君 それで、六十年目標に對しまして達成できると思われませんか、環境基準を達成するというその目標に、実現性はどうかでしょう。

○政府委員(吉崎正義君) 窒素酸化物につきましては、これまで環境基準の達成に向けて、固定発生源に対する全国一律の排出規制、四次にわたって実施をいたしておりますが、さらに総量規制、自動車に対する排出ガス規制等の処置を講じてきておるところでございます。

中でも、先ほどお話しにございましたけれども、昭和六十年までに環境基準を達成するために所要の削減対策を実施することが必要である、特に緊要であると認められた地域には総量規制を導入したところがございます。これらの三地域におきましては、道路、沿道も含めまして、環境基準

が適用されるすべての地域または場所、昭和六十年三月までに二酸化窒素の一時間値の一日平均値が〇・〇六を超えないように、それを目標として、そして総量削減計画を策定しておるところでございます。

さらに、固定発生源に対する排出規制のほか、省エネルギー対策、公共交通機関の整備及び利用の促進等各種の施策もあわせて、総合的かつ有効適切に施策を講ずることが必要でありますから、関係行政機関との協力、調整のもとに、昭和六十年までに実施可能な各種の対策を取りまとめ実施をすることとしておるところでございます。

今後、総量規制の徹底を図るとともに、各種の施策を総合的に推進することによりまして、二酸化窒素に係る環境基準の確保を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○小平芳平君 見通しですからその確なことは出てこないのしょうけれども、しかし局長が御説明のように、五十三年度規制車が四七・三％、五十四年度規制のトラック、バスが二九・八％、およそ三分の一に近くなっているわけですね。これで何ら改善の効果がでないという判断ならば、よほど厳しい態度で臨まなければ実現できそうもないではないかというように思われませんか。

○政府委員(吉崎正義君) 確かに、五十三年度規制車は半分近くまでいっておりますけれども、一方走行距離、先ほど申し上げましたような状況にありますから、一定の効果はあらわしております。乗用車のほかに、バス、トラック等の第二段階規制もこれから逐次効果をあらわしてくると思うわけでございます。それから、一般のバックグラウンドでございますけれども、第四次規制の暫予期間でございますけれども、ほぼ全国的に適用になりましたのが昨年の八月でございます。こういうものも効果をあらわしてくるというのを期待しておるわけでございます。

○小平芳平君 次に、この改正案がいわゆる日切法案であって、ぜひとも三月いっぱい成立を期待したい。手取り早く言えば、三月いっぱい成立しなければ大変なことになるぞということを環境庁の方が来られて言われますけれども、もしこれが年度内に成立しなかった場合はどういうことになりますか。

○政府委員(大池眞澄君) ただいま御指摘のような事態、私も全くそのようなことを想定したくないわけでございますが、仮にそのような場合、この仕組み上どういことが考えられるかという観点で御説明申し上げたいと思います。

万一本法律案が本年三月中に成立いたしましたら、第一種地域の補償給付等に要する費用のうち、自動車負担分につきましては財源措置が講じられないということがまず起こるわけでございますが、これと一体の関係におきまして汚染負荷量賦課金、固定発生源に賦課する分でございますが、その徴収すべき総額が確定できないと、こういう法令上の仕組みになっておるわけでございます。したがって、ばい煙発生施設等に賦課すべき負荷量を計算して申告してもらおうという仕組みの際に、五十八年度にかかる単位排出量当たりの賦課金額、いわゆる料率を定めることが不可能になるわけでございます。さらに、このために法律上四月一日から申告を開始する五十八年度分の賦課金につきましては徴収が不可能になるわけでございます。

それで、このように相なりますと、本制度に基づく補償給付等に要する費用を調達する手段が途絶してしまつたために、四月一日から予定されております補償給付の引き上げも見送らざるを得ないというふうなことも起こりますし、また各種の補償給付の支給等にも種々支障が出てくるというふうな意味におきまして、制度上著しい支障を招来することになるわけでございます。

ちなみに、この関係につきましてこれまで御審議を仰いで三回改正をいただいたわけでございますが、いずれも日切法案ということを御高配いただきました。それそれ三月三十一日には可決成立というこれまでの経緯がございます。

○小平芳平君　そういうふうに大事な改正がどうしてこう二年ずつ区切っていくかということが不思議なんです。先ほどもちよっとお話がありました。自動車の製造業者から徴収する方法とか、石油に着目する方法とかというのを検討すべきであるという言われたわけですね、四十九年の段階で。しかし、依然として五十一年、五十三年、五十五年と同じことを繰り返しているのは、やっぱりいまが一番いいやり方ですか。

○政府委員(大池眞澄君)　ただいま先生の方から例示されましたような種々の費用負担方式につきまして引き続き検討を行い、また中央公害対策審議会の部会にも御相談申し上げまして、今回の重量税を引き続き延長するという措置が、現実的に最も法律上、また公正を期する上でも適当であるというふうな検討結果もちようだしてございまして、私どもとしても今回はこれが一番現時点で適当な方法であろうと、こう判断したわけでございします。

なお、二年刻みという点についてでございますが、一つには、自動車重量税を引き充てるわけでございしますが、その自動車重量税が租税特別措置法におきまして二年あるいは三年、今回は二年という予定であると承知しておるわけでございします。それが二年延長ということも一つの理由となっておりまして、もう一つは、いろいろな方法について、今後の汚染の態様の変化等も踏まえながら、引き続きそのあり方を検討するにはやはり二年ぐらいの期間は少なくとも必要であろう、このようなことも勘案いたしましたして、二年延長というところでお願い申し上げておるところでございます。

○小平芳平君　要するに、恒久的措置にはしたくない、どこまでも二年あるいは三年というふうな暫定措置でいくのが現時点の一番いい方法だということですか。

○政府委員(大池眞澄君)　いま御審議をお願いしております自動車重量税の延長措置が当面私ども

としては考え得る最善の措置と考えるわけでございますが、それ自体についてのかねてよりのいろいろな問題点についてなお今後引き続き検討もしたい、こういうことで、また恒久化ということまでは私ども考えるに至っていないという状況でございます。

○小平芳平君　いや、だから恒久化したくない。恒久化してしまつたら被害者補償制度がずっともう恒久的にいつてしまつたら、そういうことは環境庁としてはしたくない。むしろ、二年あるいは三年というぐあい、今回は二年ですか、そういうふうな制度の方がいいんだということですか。

○政府委員(大池眞澄君)　ただいま先生からお話のございました制度そのものの安定性あるいは恒久性という観点で申し上げておるわけでは決してございしませんで、この費用負担の方式として最も公正であり、汚染原因者負担の原則に照らして一番いい方法、効率的で実行可能性のある方法というのはいくつかの点で一番いい方法と、まだ恒久化という点を申し上げておるわけでもありませんけれども、もしそういう方法が見つかるのであれば恒久化の方向でお願いしたい、かように考えております。

○小平芳平君　前回の委員会ですか、詳しく議論されました臨調の最終答申ですね、「地域指定及び解除の要件の明確化」、「レセプト審査の強化」、「療養の給付の適正化」ということをうたつておりますね。こうなるとまさしく恒久化どころじゃないですね。

○政府委員(大池眞澄君)　臨調の答申において指摘されております点は、地域指定をめぐむ諸問題、大気汚染の態様もいろいろ変化した中にありまして、この地域指定要件あるいは解除要件、こういった問題についてのいろいろな検討を要するというのが第一の指摘でございまして、これの明確化を科学的な基盤に立つてしっかり検討する。

それから第二の医療費の適正化の問題、これも運営の一層の適正化ということの指摘であろうと思ひますが、制度そのものの恒久化云々ということの議論とは別のように私どもは理解しております。制度の運用面での適正実施という角度からの御指摘だろつというふうに理解しております。

○小平芳平君　まあそうだろうと思ひます。運用面の検討が必要だつという指摘があつて、制度そのものを存続するか廃止するかということには触れてないんですね、もちろん。もちろん触れておられません。また、この被害者補償をそんなに簡単に打ち切られるようなものでもないわけですね、実際問題は。打ち切れるような性格の制度ではないわけですね。そういう意味では恒久的な制度と思ひます。思ひますが、こういうことが臨調から出てきます。あるいは経団連のパンフレットなどが出てきます。そうするとその都度後退していくんじゃないか、環境庁がですね。制度は恒久的に存続するとして運用面で後退していつてしまふ、そういうおそれはないかどうか。

この新聞報道でも、環境保健部会の昨年十二月の会合で、部長から早急に科学的知見を整理するよう事務局である環境庁に異例の指示があつたというふうなことが出ておまして、これを環境庁内部の足並みも乱れ始めているというふうにとつてこの新聞は書いておるわけですが、そういう点はどういうふうな考えておられますか。

○政府委員(大池眞澄君)　ただいまの新聞の件につきましても私ちよつと確認しておりました。承知しておりますけれども、中央公害対策審議会は審議会としてかねてよりこの制度をめぐむいろいろな問題点については、審議会の立場におきましていろいろの自由な御討議というものがございまして、また私どもは、制度をあずかる立場といたしまして、中央公害対策審議会がこの制度発足に当たりましていろいろの課題を提起しておることも含めまして、必要なら内部的な検討というものは行つておるわけでございします。

【委員長退席、理事本岡昭次君着席】
特に最近、中央公害対策審議会の方から事務局に対して云々というふうな形で新たに指示を受けるというふうなことではないかと思ひますが、いろいろそういう議論の中で事務局の説明に対してそういうようなコメントがあつたということではないかと思ひます。

○小平芳平君　それでは、こうやっていても時間ばかりとりましますので率直にお聞きしますが、臨調が答申しているように「地域指定及び解除の要件の明確化」ということはなさるんですか、なさらないんですか。もしやるとすればどういう手順でいつおやりになるんですか。

○政府委員(大池眞澄君)　客観的な大気汚染の状況が硫酸酸化物の急激な低下、窒素酸化物等の横ばい状態というところで変わつてきておるわけで、やはりそういう変化に必要な対応という意味におきまして、ただいま御指摘の指定をめぐむ問題については明らかにしなければならぬことであるという気持ちで事に当たつておるわけでございします。

ただ、この点につきましては、科学的な基盤というものを踏まえて、その論議の中でより一層適切な答えを見出していくというプロセスでございします。いまそれに基づきに取り組み、その基盤固めの調査研究を進めているという最中でございまして、いつまでにとつてはなかなかかきまの時点までを申し上げるというところには至つておりません。

しかし、事柄が客観的にもうそういうふうな大気汚染の態様が変わつてきているという実態はございまして、それをめぐりまして関係各方面から大変御意見なり御心配なりをいただいておりますので、いま申し上げましたような調査研究を基盤に置きました検討というものは、それが実行できるような段階になりましたら、できるだけやつぱり早く私どもとしては行政の責任において取り組んでいかなければならない、かように考えておるわけでございします。

○小平芳平君 もう一度伺いますけれども、じゃこの臨調答申の「地域指定及び解除の要件の明確化」という作業をいつから始めたんですか。

○政府委員(大池眞澄君) この制度の創設時に、いろいろと制度に関する基本的な事項に關し、中央公害対策審議会の方から答申をいただいているわけですが、その中で地域指定の關連につきましては、硫酸酸化物につきまして具体的な数字を入れた指標が示されておりますが、その同じ答申の中で、窒素酸化物等も重要な指標である、今後調査研究を引き続き行い、そういうものの数量化に引き続き取り組むようにと、こういう答申をいただいております。それ以来ずっと取り組んでおる事柄でございます。

○小平芳平君 結局、午前中御答弁がありましたように、窒素酸化物の研究をずっと続けているわけですが、それこそその研究は長い間続いているわけですが、けれども、具体的に地域指定の解除とかそのための要件をどうするということはまだ検討には入っていない、そこまでは作業が進んでない、そういうようなことでしょうか。

○政府委員(大池眞澄君) まだ具体的にそういう段階には立ち至っておりません。

○小平芳平君 次に、最近の認定患者数ですね、地域指定の数、それから認定患者の人数について概略の御報告をいただきたい。

○政府委員(大池眞澄君) 第一種地域の認定患者数等について御説明申し上げます。

第一種地域の現存被認定者数は、制度発足時点すなわち昭和四十九年の八月末で一万四千三百五十五人ございました。五十七年の三月末におきましては八万三千二百一十一人となったわけでございます。

それで、この間五十一年から五十七年までの三月末現在の対前年同期という事で年間の増加の状況を申し上げますと、対前年のパーセントで申し上げますと、五十一年から五十七年にかけては、それぞれ七・七%、五・六%、一・九%、一・四%、六%、三%、四%というような趨勢にございまして、全体として増加率は鈍化傾向にあるという状況でございます。

新規の被認定者数について申し上げます。新規に認定される人数は、最初が一万五千七百五十四人ございましたが、現在は九千六百七十七人となっております。昭和五十一年以降減少の傾向にございまして。

○小平芳平君 それから地域指定の地域数、これは四十一カ所ですか。

○政府委員(大池眞澄君) 第一種地域については現時点で四十一地域でございます。

○小平芳平君 そこで、自治体が独自に健康被害補償制度を実施している地域ですね、これはどういふところがありますか。

また、そうした自治体が独自でやっているにもかかわらず国が指定しないのはどういふわけですか。

○政府委員(大池眞澄君) 現在、四十の地方自治体におきまして何らかの独自の制度があると承知しております。制度の対象といたしましては大多数のものは補償法と同様の疾病を対象としておりますが、給付の中身につきましては自治体ごとによりさまざまございまして、医療費の自己負担分を支給するものもございまして、見舞い金等を出すといたうような制度のものもございまして、障害補償費的な支給まで行っているようなところもございまして。

なお、その制度はそれぞれの地方自治体の独自の立場から行っているという事でございまして、国の立場から申しますと、現在の地域指定要件に照らしましてこの指定要件に合致する地域はないものと判断しております。

○小平芳平君 かえって、先ほどのように地域指定を見直すとか解除の要件を検討しようとかいふことよりも、もっと作業が急がれることは、いまの地方自治体が独自で補償制度をとっているところ、そういうように汚染が深刻化している地域がある。にもかかわらず国は指定しようとしてない。まあ個々に挙げればまた個々にお答えがある

と思ひますけれども、時間の關係でちょっと個々の例を挙げませんけれども、ですから、そういう拡大する、もっと地域指定してほしいということ、それが叫ばれている、そしてまた自治体がもうすでに実施しているという現状。

その現状とともに、もう一つ日弁連とかそれから川崎市医師会の調査、こういうものによりまして、川崎市医師会の調査によれば気管支ぜんそくなどと診断された者で未認定の患者が大変に多いというふうな事実。それから日弁連の調査によりますと、協力的な医療機関とそうでない医療機関があつて、ここにも問題があるというふうな言われております。それから人口ですね、指定地域の人口に対する認定患者数の割合というものを比較してみても問題があるというふうな報告されておりますが、こういうような点は環境庁はどう検討しておりますか。

○政府委員(大池眞澄君) 公害健康被害補償法という立場で私どもは事に当たるわけでございまして、その場合に環境汚染、大気汚染なり水質汚濁なりとその病気の相当説得性のある因果關係といたうものを踏まえて、そしてこの制度としてどう取り組むかと、こういう手順になつてまいります。關係上、地方自治体が独自の判断で行つておられることについて、こちらの制度から照らしてみても、そのある一定の尺度に合致しなければこの制度にはなじまないものと申し上げざるを得ないように考えております。ただ、汚染の態樣の変化等をどう評価するかという基本論のところでの検討という意味で、今後のことについてはまた今後の場合があり得るかと思ひますけれども、現段階におきましては、現在の指定要件でこの制度というものは運用されておることと御理解を賜りたいと思ひます。

それから医療機関の協力關係、これにつきましては、健康被害を対象としている制度でございまして、基本的に医療機関の協力というものは非常に重要な部分だと考えております。それで、かつこの制度の中で大きな部分を占めております療養

の給付、あるいは公害保健福祉事業等非常に医師の協力にまつ部分が多うございまして。この制度を適正、円滑に実施していくために、医療機関の協力というものは私どもも重視して取り組んでおるつもりでございます。

それから、地域によりまして人口との対比でいろいろばらつきがあるという御指摘でございます。確かに、私どももその点は分析して承知しておるところでございますが、これは地域ごとに指定の時期がかなり異なつていこともございまして、またそれぞれの地域の汚染の過去の履歴も違ひましようし、また医療機関の分布等々いろんな社会的な要因もございまして。そのようならばつきはある程度あるというふうなことは予想されるんではないかというふうなことは考えております。

○小平芳平君 何かいま部長さんは、地方自治体のやつてゐることは公害補償制度とは關係のないことを勝手にやつてゐるみたいな言ひ方をされたようにとれましたが、そうじゃないでしよう。やはりいま私が挙げてゐる点、あるいはそれからから御答弁のあつた点は、環境汚染が進んでいると、そこではつてはおけないから自治体がこの補償制度にならつて救済措置をとつていふことではないでしよう。

〔理事本岡昭次君退席、委員長着席〕

○政府委員(大池眞澄君) 御指摘の点、理解できるわけでございますが、その汚染をどのように評価するかということが一つございまして、またこの制度で第一種地域問題にしております病気が全国どこにでもあり得る非特異的疾患というふうなことでございまして、この制度の立場からは、やはり因果關係という観点からするある一定の要件を整えた上でございまして、この制度にはなじまないということと御理解賜りたいと思ひます。

○小平芳平君 ですから、環境庁の決めたある一定の要件に合つてないという、そういう理由で環境庁が取り上げないだけであつて、現に汚染されている地域を自治体に取り上げてやつていふとい

ふ、あるいは公害保健福祉事業等非常に医師の協力にまつ部分が多うございまして。この制度を適正、円滑に実施していくために、医療機関の協力というものは私どもも重視して取り組んでおるつもりでございます。

うことは間違いないでしょう。

○政府委員(大池眞澄君) 個別の地域ごとに考え方には若干の差はあろうかと思えます。すなわち、公害の疾病として割り切っている場合もあるかもしれないし、あるいはそのせんとくというようなものに着目してのやや福祉行政的な観点に立った制度もあるやに理解しておるわけでございますが、それを包みまして、気管支ぜんそくによ慢性気管支炎にせよいろいろな原因で起こるわけでございますし、やはり大気汚染と結びつけて公の制度として取り組むというには、一定のやや科学的基盤に立った判断というものが前提にならうかと思っております。

○小平芳平君 どうもその辺が意見が合いませんが、もう時間がないからいいです。そういうふうにはまあ福祉的な要素もあるでしょう。あるでしようけれども、自治体がせつかく公害被害者補償として制度を立てている、また実施している、それをそれはもう汚染とは関係なく勝手にやっているんだみたいな言い方をされますと、非常に心外ですね。

次は、浮遊粒子状物質対策検討調査ということ環境庁は計画的にやっておられるようですが、時間がありますのでごく簡単に御説明を願います。

○政府委員(吉崎正義君) 先ほど御説明申し上げましたように、浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況が依然として低い状況にございます。そこで、御指摘にもございましたけれども、昭和五十六年の十二月に浮遊粒子状物質に関する専門家から成る検討会を設置いたしまして、四カ年計画の予定で、発生源における防除対策、環境への寄与率、大気中における粒子状物質の化学反応による二次生成、対策による環境濃度の改善効果等の検討を進めてきておるところでございます。浮遊粒子状物質は発生源が非常に多様でございますので、地域の実態等もよく調べまして、この研究結果を踏まえまして、適切な対策を講じてまいりたいと考えておるところでございます。

○小平芳平君 これも環境基準とそれから発病との関係は、先ほどの窒素酸化物のときと同じようでありまして、しょうから念を押しませんけれども、要するに環境庁としては生活環境を保つていくと、より望ましい生活環境を実現していくというための環境基準を設定されたのであって、それでやはりこれに向かって努力していくというのは、そのための環境庁でしょう。

○政府委員(吉崎正義君) お話にございましたように、人の健康を保護し、生活環境を保全するために環境基準を定めまして、その維持達成に向けて最大の努力をしております。

○小平芳平君 次に、ディーゼル車の排出ガスに含まれるニトロ化合物やベンツピレンは発がん性が強いと言われる。特に、このニトロ化合物について大きく新聞報道もされましたが、その辺の調査、研究はどうなっておりますか。

○政府委員(吉崎正義君) ディーゼル排出ガスの中には、ただいま御指摘のございましたニトロピレンのほかにもベンツピレンその他の多環芳香族、炭化水素を数多く含んでおります。これが発がん性等人体影響に着目いたしましたので、動物実験、環境の実態の正確なる把握等に努めておるところでございます。

○小平芳平君 その規制はどんな見通しになりますか。

○政府委員(吉崎正義君) ディーゼル排出ガスの中のいまのお話にも関係の深いのが黒鉛であろうかと思えますが、これは今日五〇%の規制をやっております。しかしながら、いろいろな問題がございますので、さらに規制の強化の可能性も含めまして技術評価を進めておるところでございます。

○小平芳平君 次に、無公害車として電気自動車の開発、普及の状況、また税制面で電気自動車の優遇をすることになったと報道されておりますが、これらについて御答弁を願いたい。

○政府委員(吉崎正義君) わが国で現在使用されております電気自動車は、観覧車でありましてとか

ゴルフカート、そういうものを除きまして約五千五百台であろうと推定をされるところでございます。それらは主として電力会社等の巡回サービス、新聞や牛乳の配達等に供されておるところでございますけれども、電気自動車は現段階では一充電当たり走行距離等の面で今後一層の技術開発が求められておるところであらうと思えます。

一方、電気自動車は環境面から見ますと排出ガスというものが全くございませんし、低騒音でもあるということから、今後技術開発を大いに推進いたしまして、広く普及することが望ましいと考えておるところでございます。そういう意味で、電気自動車の利用促進を図りますために物品税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税につきまして税の軽減措置がとられてきたところでございますが、五十七年度でその期限が切れることに伴いまして、五十九年度まで二年間延長されることになっておる次第でございます。

○小平芳平君 次に、アスベストについて労働安全衛生法による規制が行われておりますが、環境庁でもこの検討調査を進めておられますか。あるいは外国における規制状況はどんなふうになっておりますか。

○政府委員(吉崎正義君) 御指摘のように、アスベストにつきましてはアスベスト灰などの健康障害があることが明らかでありますために、労働安全衛生法による作業関係での規制は実施されておるところでございます。

外国のお話でございますが、たとえばアメリカでは目に見えるような状況で排出してはいかぬとか、私のいま承知しておりますところではかなり大ざっぱな規制がなされておるようでございます。私もどもといたしましては、そういう状況でございます。

また、昭和五十六年から三カ年計画をもちまして都心部、住宅地域、道路沿道等における環境の濃度、排出状況及び防止技術の実態等の調査を行っております。これはたとえば窒素酸化物をはかりますようになかなか機械ではかるわけにまいりませんで、顕微鏡で一々

のぞいて数を数えるんでございます。それでなかなかむずかしいんでございますが、調査員の訓練等もいたしましてそういう調査を実施いたしております。これをもとにいたしまして、環境体系のアスベスト排出抑制に対する適切な対策を検討してまいりたいと考えております。

○小平芳平君 最後に、外務省とそれから環境庁長官に質問して終わりたいと思いますが、二点あります。

一つは、ペルシャ湾のイランのノールズ油田、これが爆撃によって原油が流出しまして、史上最大級の流出事故が起きているという、現に汚染が進んでいるというような報道。それから、その原油の流出をとめようとして作業しても、また爆撃されて破壊されるというようなこともあるだろうと思えます。これらについて外務省ではどんなふうな情勢を受けとめておられますか。

それからもう一点は、わが国というよりも先進工業国のことですが、わが国もそれに入りますけれども、公害を輸出するという非難、これはたとえば使用禁止になっている農薬が発展途上国に輸出されるというような例が大変多いというところから、環境保護グループが国際監視団をつくるということ。それから、日本の企業もこのような非難を受けることがないように、これはむしろ環境庁の仕事にならないかと思えます。これはもう点についてのお考えを承りたい。

○説明員(渡辺伸君) 最初の御質問についてお答え申し上げます。

原油の流出は二月の末ないし三月の初めから始まったようでございます。それで、私もども外務省といたしまして、そのころから最近に至るまで毎日大量の公電等で現地の公館から報告を受けております。

御指摘のイランのノールズ油田からの原油の流出でございますけれども、確定的なところは確認されてないんでございますけれども、少なくとも毎日一千バレル、一バレル百五十九リットルでございますけれども、少なくとも一千バレル、

それから多い見積もりでは七千バレルぐらいの石油がまだに流出し続けていると言われております。それで、かつこの流出した油は、海流に乗りまして、風の向き等の影響を受けて大体一日約十キロの速度で移動しているというふうに言われております。現在の流出範囲は四十平方キロメートルにも及んでいるということで、御指摘のとおり非常に大きな汚染事故に発展しつつございます。

この流出の原因でございますけれども、これはイラン当局の発表によりますと、イラク軍の爆撃によって油田が破壊されて、そのために油田から油が流出し始めたということでございますが、もう一つの可能性といたしまして、海底油田でございまして、その海底油田から陸上にパイプラインが引かれていたわけでございますが、そのパイプラインが腐食した、あるいは船が何かで引つけてそのパイプラインに損傷を与えた、その影響もあり得るのではないかということも言われております。

それで、現在ペルシャ湾にありますがサウジアラビア、クウェートあるいはアラブ首長国連邦といった国々は早期警戒警報システムをとりまして、何とかその汚染事故の防止に努めているところでございます。それで、これら諸国は雨量が非常に少ないところでございますので、海水を真水にして使う、海水淡水化と言われておりますけれども、海水淡水化によって水をつくっているわけでございますが、これに非常に大きな影響を与える、それから漁業資源への影響も非常に大きいというところで、この影響を非常に深刻に受けとめております。

現在、国内的にいろいろな措置がとられるほか、国際的にもたとえばペルシャ湾海洋環境保全機構というものがございまして、その機構を中心に何とかこの防止策を国際的に手当てしようというところで動きが進んでおりまして、具体的にはこれはまだ必ずしも確定はしていないのでございませうけれども、来月二日にクウェートでこの機構の緊急会議を開催して、対策を協議するというふう

なことも伝えられております。

それから、先生の御質問の第二点でございますけれども、つまり破壊された油井が修復されても戦争のために一度破壊されてまた同じようなことが生ずるんじゃないかという点でございますが、まさしく御指摘のとおりこの点はございまして、ただ一つ、これもまだ未確認情報でございますけれども、イランと戦争をしておりますイラクがこの地域での作戦を停止するというような態度を表明したというふうなことも伝えられておりまして、私どもも情勢の推移を見守っているところでございます。

基本的には、イランとイラクが戦争をしている、そしてその戦争が海上地域にも及んでいる、したがってイランとイラクの戦争が停戦に至るまでが大前提でございますけれども、両国とも非常に複雑な利害関係がございまして、なかなか一氣に停戦までにはこぎつけ得ないという状況でございます。したがって、全面的な停戦は無理といたしまして、せめてこの汚染事故をこれ以上拡大しないために、限定的な停戦でも成立してくれば非常に国際的にもいいことであろうと、われわれはそういう方向での問題の一時的な解決を願っているところでございます。

○国務大臣(橋本又三君) いま外務省の方から詳細に説明なり報告がございましたとおり、わが国といたしまして、石油によりまして海上が汚染される、これはもう大変被害も大きく、また本当に貴重な資源が海へ流れていく、これは大変もつたない話でございますから、

〔委員長退席、理事本岡昭次君着席〕

イラン、イラクの戦争をやめていただく、これはもう一番結構でございますが、少なくともこういう世界のいろいろなところへも影響するようないは海上汚染するようない、こういうことだけは何とかでも円満に早く話をつけていただければいいでございます。

なお、後段のことにつきましては、事務的な面

もございしますので、官房長の方から答弁させていただきます。

○政府委員(加藤隆美君) 先生の第二番目の御質問についてお答え申し上げます。

いわゆる有害な化学薬品の件でございますが、御承知のとおりわが国におきましても、いわゆる有害なディルドリンとかDDT等につきましては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律というのがございまして、所定の規制を行っておるわけでございます。先生おっしゃいました問題は、海外におけるこれらの化学薬品によるいは公害問題という御指摘でございます。

これは一般論的な言い方を申し上げますことになるわけでございますが、海外における公害問題は基本的に当該国の主権のもとに処理されるものでございます。これはまあ当然のことではございませうが、その国の主権のもとにその国の制度で対処されているわけでございます。したがって、物資の輸出、まあ国際貿易上いろいろな関連があるわけでございませうけれども、その物資の輸出に伴う公害問題というふうなケースにつきましては、輸出先国、相手の国の公害対策に合致するように必要なわけでございまして、これはお互い必要ならぬわけでございまして、これは輸出者において、輸出する人が十分措置することを基本としなければなりませんけれども、それぞれの物資所管官庁においても十分な指導をしていただくようにお願いしたいと思っております。

○奮脱タケ子君 それでは、本題に入る前にちょっと確かめておきたいことがございます。それは硫酸化物の測定方法の問題で、大気中のアンモニア濃度の影響によってSO₂の測定値が実際よりもかなり低く出るという疑いが持たれてまして、この問題は衆議院でもわが党の藤田議員から当時の鯨岡長官にたまたまされたところでございまして、鯨岡長官は調査をして公表することをお約束しておられます。その解析結果は五十七年度末、今月末に発表するというお約束になっておったようでございますが、ちょうどあしたその最終日だと思っておりますが、これはあした解析結果をい

ただけですか。

○政府委員(吉崎正義君) 二酸化硫黄の測定に關しまして、まあ負の影響を与えたり正の影響を与えたりする物質があるわけでございます。御指摘のございましたアンモニアでございますが、これは確かに負の影響を与えるということでございませう。そこで、私もそういったしましては、測定局の周辺に、手洗いでもありますとか、湿式コピーでありますとか、動物舎でありますとか、農地、肥料等、アンモニア発生源となるものがある場合には、硫酸トラップを取りつけてまして、その影響を除去するように指導をしておりますのでございませう。なお、硫酸トラップの取りつけ状況及び二酸化硫黄の測定精度を確認するため、測定局周辺におきまして二酸化硫黄に対する干渉成分の測定調査を実施をいたしておりますのでございませう。

あしたまでというお話でございまして、けれども、ただいま専門家の意見を聞きまして評価、解析を行っているところでございまして、いましばらく時間をいただきたい次第でございます。

○奮脱タケ子君 いましばらくというのはどのくらいですか。

○政府委員(吉崎正義君) 二カ月ないし三カ月でございませう。

○奮脱タケ子君 長官がお約束をされておるんだから、ちょっと我慢ですよ。きょう言うてあしたという話じゃなくて、期限が来ているから、あした最終日だからいかかですかと言っているから、あしたから、これはぜひできるだけ早く解析をして公表していただきたいと思いますけれども、よろしいですね。

○政府委員(吉崎正義君) 調査の進展状況その他、当初よりおくれたことがありまして、したがって解析もおくれましておしかりを受けましたんですが、二、三カ月のうちに取りまとめまして公表をいたすことにしております。

○奮脱タケ子君 それじゃ本題に入りますが、自動車に係る費用負担について、政府は昭和四十

九年の法律施行のときに恒久的な費用負担のあり方が見つからないと、だからとりあえず暫定措置として自動車重量税の一部引き当てを二年間行い、その間に恒久制度を確立する約束で出発をしたわけですね。ところが、その後昭和五十一年、五十二年、五十五年、そして五十八年と、四度も暫定措置の延長の繰り返しになっております。その都度恒久制度確立を求める附帯決議というのが委員会につけられておりますが、全くそれが無視をされてきているわけですね。

今回また、この暫定措置による交付金が、特に第二臨調の補助金の整理合理化の対象にされて、公害患者切り捨ての口実に利用されるというふうな重大な事態まで出てきているわけでございますが、臨調は交付金の整理合理化を理由に地域指定の解除、すなわち公害患者の切り捨て促進を政府に求めているのではないかと、これが、これは本委員会でもいろいろ問題になっているところでございます。

こういう公害被害者の救済に対して臨調の不当な干渉を許さないためにも、少なくとも今回暫定措置を四たび同じ姿で延長するというのではなくて、わが党がそのたんに提案をしてきているんですけれども、自動車製造企業から正当な賦課金を徴収する制度にして、真に原因者負担の原則にのっとった恒久的な制度に確立するべきではないかと思っておりますが、これは初めてのことでありませんから、少なくとも環境庁としては態度を明確にしたいのだと思います。

○政府委員(大池眞澄) 自動車に係る費用負担の方法につきましては、このたびの改正案を提出するに当たりまして、各種の方式につきまして中央公害対策審議会の検討をいただき、その検討結果を踏まえた上で、自動車重量税収から引き当てる措置をさらに二年間継続することが適当と判断いたしましたのでございます。

御指摘の自動車メーカー等に賦課する方式につきましては、新車につきましては対象にできるわけでございますが、実態上汚染への寄与が相対的

に高い使用過程車にそれに応じた負担を求めることができない、こういう問題点がございまして、自動車全体にかけるべき費用を新規の販売車にのみ負担させるというふうな結果に相なる。そうなりますと公正が得られないというふうな問題もあつて、この方式によつて費用負担を求めるということは、今回の中公審の討議でも適当でないというふうな整理になったわけでございます。

○斎藤タケ子 いや、それは中途半端な交付金という形でやっているから臨調の対象になつてくるんであつて、明確な態度にしておいたらこんなもの臨調でござつて言われるような筋合いのものではないことは明らかなんです。それは、そういうことで問題になつてきているというのは、環境庁の姿勢の問題が臨調でまで問題になつてきているということに関連をしますから、やっぱりはっきりしなきゃいけないと思うのです。

自動車重量税の一部引き当て措置という今回も引き続きやるこの措置は、一般会計からの公費導入によつて企業負担分の肩がわりになるわけですね、一つは。それからもう一つは、ユーザーに責任を転嫁して、自動車の製造企業の責任を免罪する、という結果になる。こういう点から汚染原因者負担の原則から外れるということで、私はやっぱりこういう暫定措置というのはいつまでも続けるべきではないので、明確にする必要があると思つて、これはひとつはつきりしてもらつておきたいと思つて、いかがですか。

○政府委員(大池眞澄) 繰り返し説明で恐縮でございますが、今回の改正法案におきまして自動車重量税収引き当て方式をさらに延長することとしたのは、自動車重量税が自動車を走行させるという地位に着目した税でございますし、その創設の目的が自動車の走行に伴ひして諸社会的費用を要する、こういう状態に着目してその諸社会的費用に充てることというのが重量税の創設の趣旨、目的であつたわけでございます。このことからその税収を引き当てると。この制度の自動車分として引き当てるといふことは汚染原因

因者の負担の原則に適合すると考えられるわけでございます。

それから、この制度におきましてはかの形で自動車の保有者から直接徴収するとか、いろんな方式もあわせて検討の対象になつたわけでございますけれども、徴収のためのコストが徴収する金額よりも上回るとか、それそれいろいろ実行可能性という面からの問題があるとか、あるいは公正さという意味におきまして偏つた徴収になつてしまふ、あるいは第一次的な汚染者に負担がかけられない、間接的な徴収になるとか、いろいろと問題点がございまして、総合しまして当面結果的には自動車重量税収を引き当てるのが一番現実的であり、かつ汚染者負担原則にも沿うものであつて、かような結論になつていふところでございす。御理解を賜りたいと思つてます。

○斎藤タケ子 それは理解ができません。原因者負担が明確な補償法の財源に公費を入れるということが問題だ。だから、公費じゃなくて原因者に負担をさせるような方策を考えるべきですよ。八年も九年も同じことばかり言っているといふのは、云がないにもほどがあるんですよ。同じことばかり言っているのには言うだけの根拠があるんだらうと言わなきゃならぬようになってくる。これは財界から強い要求があるからこんなことになつていふんですよ。いかがですか。

○政府委員(大池眞澄) そのような発想は全くございません。

○斎藤タケ子 それはありますとは言われへんけれどもね。しかしあれですよ、なぜ自動車に係る負担分が公費負担になつたかという具体的な経過というの、企業負担分の一部をこういう形で免除してもらつたんだと財界の側がはつきり言うてゐるんですよ。

これは何回も国会でも言われているから御承知だろうと思つて詳しく言わないけれども、「経団連週報」、これは四十八年六月二十八日、「第三〇回定例理事会議事要録」に書いてある。これは実に具体的に書かれているんですが、時間がと

られるんで詳しくは述べませんが、こんなふうに言うていふんですよ。

公害健康被害補償法案について
さる五月十八日に閣議にかけられた公害健康被害補償法案の要綱は、産業界にとりきわめて不満なものとなつており、この閣議の席上、中曽根通産大臣からも公費負担の範囲を広げるべきだとの発言があつた模様である。

そこで当会では、法案作成の段階でさらに再検討するようにさる六月一日、電事連の加藤会長、石連の密田会長、日化協の篠島会長、石化協の鳥居会長、日本鋼管の松尾副社長とそれに私が私というのには堀越副会長ですね。田中総理と三木環境庁長官にそれぞれ面会し、公費負担の問題を絞つて申し入れを行なつた。

その内容は、「PPPの範囲内で産業界が負担することに異論はないが、ぜん息については自然発生患者が相当数存在する、云々」ということを言うて、

公費負担の範囲を拡大してもらいたい」といふものであつた。
席上、田中総理は、「公費負担については税制等の措置でやるのではないか。関係各省の間で事務的に修正案を作り、非公式に自分の処へ持つてくるよう指示する。」

これは全部を読みませんが、と述べ、また三木長官は、「来年度石油課税を洗い直し、合理的なものにする」とことを示唆、「これとの関連で負担の問題も検討したい」と述べた。

その結果、さる六月十五日の閣議で決定された法案では、公費負担を拡大しうる余地を残した形に修正が行なわれ、自動車等の賦課方法の問題と合わせて別の法律に委ねることとし、これを次期通常国会にかけることとなつた。というふうな報告が、これは経団連でやられてい

るわけですよ。
だから、こういうことになるわけですから、財界の要求を入れる形で自動車重量税の一部引き当

てという形の公費負担の方式にしたものだという事は明らかですね。だから、いつまでもこんなことをするというのではなしに、これは自動車の製造企業から適正に賦課金を取る、少なくとも加害者からちゃんとした賦課金を取るという制度を確立するというのがきわめて大事だと思うんですが、その点は恒久制度をそういう形で確立することを強く要求したいと思いますが、長官いかがですか。原則問題ですよ。

○国務大臣(橋本又三君) いま香脱さんがお述べになりました過去の経緯は私は十分承知はいたしておりますが、この自動車重量税、これは先ほど保健部長も述べましたように、自動車が行き止まりに止まるとしてはいろいろな社会的費用、これに充てるといふことで設けられた税でございますから、先ほど香脱さんがおっしゃいましたように、これが汚染者負担の原則に外れておるとは私は思いません。その辺の点についての考えの違いがあると思うんですけども、私は汚染者負担の原則には決して反してないと思うわけでございまして、また、中公審の保健部会から検討結果をいたしておりますが、これもいろいろ問題はあろうけれども合理的で一応現実的な措置だと、こういう結果もいたしておるわけでございまして、今回いま申し上げた重量税、これが二年間の延長で出されておる、そういうことでございまして、今回も一応暫定措置ではございますが、この公害被害補償制度におきましてそれとあわせて二年間の暫定措置と、こういうことでお願いをいたしておるわけでございます。

○香脱タケ子君 答弁にならぬわけですね。四回やっているわけですが、同じことを四回延長している。だから、ずるずると延長して事実上こういう形を固定化してしまふ、暫定措置がそのまま固定化するというふうな形でしょう。公費負担形式というのはいくらも恒久制度に、きちんとPPPの原則を確立するような制度確立を要求しておきたいと思ひます。おたくの方はこういう法案を出しているのだから変えなすとおっしゃらぬでしようけれどもね。やっぱりおかしいですよ。時間の都合がありますから次に参りますが、次は賦課対象物質についてお聞きをしておきたいと思ひます。

現在、大気汚染に係る賦課金というのは固定発生源と移動発生源の汚染寄与率、寄与度に応じて八対二ということに定めておられるわけですね。この配分比率というのはSO_xとNO_xの発生源別の推定排出量の割合によつて八対二と決められておる。個別発生源の賦課金の算定に当たっては当然の間SO_xのみとされている。なぜここにNO_xを賦課の対象物質から除外しているのか。これは当時、窒素酸化物については各施設ごとに時間的把持は現時点においてはきわめて困難であるという理由でありました。しかし、今日NO_xの測定網の整備も進んでおりますし、常時測定が実施されているという段階では、個別発生源ごとの排出量の把握が困難というふうな問題は解消されていまして、その点はどうか、それにどうして入れないのか。

○政府委員(大池眞澄君) ただいまの先生の御設問の一番最後のところで御指摘のございました、個別発生源ごとの排出量の的確な把握ということですが、当時の問題点の一番大きい部分であつたかと思ふのでございますが、この点については、残念ながら現在もまだその困難性においては状況は同じでございます。すなわち、施設の操業状態なり、施設の条件なり、そういったものからいろいろな計数を求めようとするものすこい数の計数を必要としますし、またそれで推計をしても、一方常時測定装置のある施設でそれを調べてみますと、実測値と推計値がずれる比率の方が大きい、乖離が大きいというふうなことで、技術的な困難性がございます。そのようなことで、まだ当面SO_x、NO_x等の汚染物質をSO_xで代表させて賦課をされているという実情にございます。

○香脱タケ子君 四十九年のときに困難とされていた問題はすでに今日では技術的に解決されているんですね。だって、それが解決されていなければ、総量規制だとか常時測定なんというものはできない。できているからそれがちゃんと把握できるよになつておるの。やはり情勢は変わつておるんですよ。科学は進歩するし、八年も九年も十年もたてば変わつてきておる。変わつてきているというところは認めるでしょう。あなた、それを認めなかつたら、総量規制を網にかけるとか、そんなことはできませんか。いかがですか。

○政府委員(大池眞澄君) この制度におきましてある程度定型化をして推計をしていくというふうな方式がまだ標準的に確立困難であるというふうなことが実態でございます。それからまた、賦課の対象とすべき事業施設は非常に数多うございまして、そのすべてに常時測定体制というものはまだ整備されてない実態にございます。

○香脱タケ子君 それで、この固定発生源移動発生源が八対二ということでは、SO_xとNO_xの汚染寄与度の割合を示すというふうになるんですか。いまやっているやり方と言うと、SO_xとNO_xとがそれぞれ定量的にどの程度影響をしておるかということが把握困難というふうなことで、総量においてその寄与度は等しいというふうな前提を置かして、SO_xとNO_xとの固定発生源、移動発生源別の実態を調べておるわけでございます。それで、一番新しい数字で申し上げますと、移動発生源分が二・六%というふうな計算結果になっております。これが五十三年の状況で申しますと二・三・〇というふうなことで、五十三年度以降五十六年度へかかまして逐次その数値が二の方へ近づいてきているというふうな状況にございます。

○政府委員(大池眞澄君) 御指摘のとおり、計算の基礎に入つておるという意味ではNO_xも現在の算定の中に含まれておるわけでございますが、具体的に個々の発生源に申告をさせ徴収するといふ段階では、その排出している汚染物質をSO_xで代表させた扱いとして、SO_xの単位排出量当たりのそれぞれの地域で定められた税率というふうな掛け算をしていただいていると。そういう意味ではNO_xは賦課の徴収の段階では入つてきてないということでございます。

○香脱タケ子君 いや、しかし現実的にはSO_xだけではないわけですね。当時は、法律を最初つくつたときは、SO_xでしか測定できないんだというので、技術的な困難があるからというのであつただけなんです、できるようになつてきているわけだから、当然これはあれでしょう。政令だつてそのなつておりますよ、五対五なんです。部長はあんじやう知っているんかな。

○政府委員(大池眞澄君) 総量において寄与度が等しいという扱いになっております。

○香脱タケ子君 その賦課金ですけれども、この八対二というのは固定発生源と移動発生源の割合で、これは法律の網ですよ。しかし、SO_xとNO_xというのは半々にしているんですよ、いまのやり方は。

○政府委員(大池眞澄君) 総量において寄与度が等しいという扱いになっております。

んです。

○政府委員(大池眞澄君) 制度創設のときに中公審でいろいろ論議をいたして現在のような算定方式をとり、またこの法律もおつくりいただいたというときと特段の事情の変化が現在も生じておらないという判断で、法律をあえて変えるというような発想をとっておらないわけでございます。

○審議タケ子君 いや、あえて変える必要はないって、中公審は最初にそういうふうにとりあえずやっていたわけでしょう。それは今回もそれを踏襲するという答申は出ているけれども、少なくとも九年前に測定が困難だというような時代とは科学の進歩の状況というのは変わっているし、中公審の方針だつて十分の三を固定発生源のNO_xとして考えて指導されているわけでしょう、環境庁は。だから、そんなことが暫定措置、暫定措置で次々行くんじゃないに、ちゃんと賦課物質もSO_xだけにはせずにNO_xも法律に賦課物質としてなぜ書かないのかといつて聞いているんです。特段に変わったことないと言つたって、現実には情勢どンドン変わってきているのに何で書かないのか。

○政府委員(大池眞澄君) 御案内と思いますがけれども、現在はSO_xも法律段階ではなくて政令にゆだねて政令で定めているという仕組みでございます。

○審議タケ子君 政令でそういうふうに行っているんです。だから、当分SO_xだけとするとということにしてあるから、それをNO_xも加えるというふうになぜできませんかというのを聞いているんです。現実には賦課してあるから、十分の三は、さつぱり言うていることがわからぬのか、そつちがよからぬのか、時間がもつたないないんですけれどもね。

○政府委員(大池眞澄君) 全国を一本にしての料率の計算基礎に入っているということ、それから個別の施設ごとに具体的にある一定の物質の排出量に着目して払っていただくことは一応異なる事柄でございまして、後者の方につきましましては、いま硫酸酸化物の単位排出量と、標準状態に

おきます単位排出量で料率を掛けたものを申告して徴収する、こういう形になっておるものでございまして、政令においてもまさに必要にして十分な硫酸酸化物を掲げてあるわけでございます。先生御指摘のように当然計算の基礎にはSO_xもNO_xも入っているわけでございます。

○審議タケ子君 計算の基礎に入っているんだから、その物質もちゃんと賦課対象物質として明記をなさないかというのを言うているんです。が、もうひとつよくわかりでないみたいなので、ちよつとこれは保留しておきますわ。時間がないから次へ行きます。

これは各委員からも問題がたくさん出ています地域指定の要件物質にSO_xだけではないにNO_xを加えるという問題ですが、これも大変問題だと思ふんです。これはもうすでに御承知のように、四十九年の中公審答申でも、大気汚染を構成するいろいろな物質があるうち、「当面は、硫酸酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の三種の汚染物質を指標として大気汚染の程度を判定せざるを得ない」と。四十九年の段階では、「公害健康被害補償の見地から、窒素酸化物、浮遊粒子状物質による大気汚染の程度を数字で示すことは困難」とされ、「硫酸酸化物で代表された大気汚染の程度を示すこととする」というふうに四十九年の中公審では書かれていたんですね。これに基づいてSO_xの年平均値が過去に連続して三年間に〇・〇五ppm以上であった地域が著しい大気汚染地域という指標にされてきたんですね。

四十九年の中公審答申では、「なお、窒素酸化物、浮遊粒子状物質については、その健康影響に関する研究を推進し、できるだけ早急にこれらの物質についての大気汚染の程度を具体的に示す必要がある」と述べられておる。これは皆さんも御指摘のとおりです。ところが、四十九年暮れ以来いまだに説明をされていないことが大問題だというのが各委員からもすでに御指摘になっているところなんです。環境庁は、先ほど小平委員からお触れになつ

ておられましたが、環境基準を緩めるような調査はやつたと称するわけですね、われわれは反対したけれども。しかし、人体被害を防止する、人体被害を起さないというその基準をより調査で出してこないということではあってあるでしょう。NO_xの環境基準はこの間緩めたんだからね、われわれは反対いたしましたけれども、これも非常に問題があると思ふんだけれども。

だから、環境基準を緩和するようときには調査ができたんだと言つて、データがあるんだと言つて緩めるわけ。ところが、健康被害に心配があるというところで、四十九年からその点については中公審でも指摘されているのに、いまだに先ほどの御答弁を伺つても調査中でございます。すというふうなことで、これは現実に被害者はやっぱり人体被害を受けていつているわけですから、その点はそんなことで済みますか、どうなんですか。非常におかしいですよ。都合のいい方の緩めるときには、ちゃんと資料があるんだと言つて強引に押し込んだんじゃないですか。国民の健康を守るときはさつぱり八年たつても九年たつてもいや調査中、調査中。中身はわからぬわけじゃないですよ、あなたが言つておられる中身わかつた上で言うておるんだけれども、患者さんにしたらたまたまのじゃない、国民にとつても。そういうことはやっぱり怠慢だと言われてもしょうがないと思ふんですけれども、長官、おかしいと思いませんか。

○国務大臣(橋本又三君) 環境基準につきましまして緩めたという問題、これは医学的ないろいろな専門的な知識でやつたと思ひますが、この点につきましては、各脱先生もお医者さん、うちの方もお医者さんおられますから、お医者さん同士でひとつ御議論いただくといたしまして、朝から本岡委員初め小平先生からもいろいろございまして、いまの補償制度をいんな点で見直すという点につきましては、再々申し上げておりますとおり、長い間かかっておるという御指摘はいただいておりますけれども、いろいろやつておるけれども、非常

に定量的に結論を出す段階にまだ至っていない、こういうことでございまして、私もはひとつ今後できるだけ早く、冷静に議論を進めて合理的な結論を得たいということで努力をいたしておるところでございます。

環境基準につきましましては専門家から御説明させたいと思ひます。

○審議タケ子君 それは要らぬのです。私、長官に細かいことを聞こうと思つていないんです。国民から見たら非常におかしいと言ふんです。環境基準を緩和するときは、いやあだこうだ言つて、データがあつてどうでこうでと言つて強引に〇・〇二ppmが一挙に日平均〇・〇六ppmまでだつと緩められた。ところが、人体被害にいつても、早く調査して基準を設定して、被害の激甚な地域には指定地域として拡大せよと言つてゐる方は、いつまでたつても調査中、調査中と言われたら、環境庁一体どつち向いてゐるんやというふうな感じをこれは国民は持たざるを得ないですよ。だから言うてゐるんです。それは政治論として言うてゐるんです、中身じゃない。

そこで、時間があるから少し申し上げておきたいと思ひます。それは、NO_xについての地域指定の問題が問題になりました四十八年、九年の段階でも、これは一般環境大気測定ステーションで代表される面のところもありましたけれども、自動車道路の沿道に指定するという問題がすでにあのころから問題になっていたわけですね。その点では自動車の沿道でのNO_xの濃度というのは非常に高いということが注目されているわけですね。

時間があるから簡単に言うてしまひますが、昭和五十年から五十六年度までの過去七カ年の自動車排ガス測定局のNO_x測定データのうち、一回以上NO_xの年平均値〇・〇四ppmを超えた測定ステーションのデータを集計して資料としてつくつてみた。それを見ますと、過去七年間で一回でもNO_xの年平均値〇・〇四ppmを超えた測定局というのは百一カ所です。これ

はおたたくの測定値をずっと整理してみたんです。このうち一回でも年平均値〇・〇五ppmを超えた測定局は三十八カ所。過去七年間さかのぼって、そのうち連続三年間のNO_x年平均値が〇・〇四ppm以上〇・〇五ppm未満の測定局三十八カ所、連続する三年間の年平均値が〇・〇五ppm以上の測定局は二十二カ所。

これは中身を見てみないと非常に難しいんですが、時間がありませんでゆくり言えませんが、もう東京は軒並みですね。それから神奈川、それから大阪、名古屋、兵庫、広島市、そういうふうになっておりますが、こういう状況ですから、健康被害の救済の見地からNO_xの人体影響を問題にする場合に、自動車沿道のような高濃度なゾーンの健康影響調査は特に重要だと思っておりますが、これは早急に疫学的な調査をやるべきではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

参考のために、これは私この間委員会委員派遣に行っていた資料なんですけれども、見てみたら、四十三号線の大気汚染による健康影響の調査が岡山大学医学部の衛生学教室や奈良県立医科大学公衆衛生教室などの研究者の集団で行われているものがあるんです。

これは一九八〇年の六月十五日付です。二つの小学校の学童を対象にいたしました。やっています。ですが、これを見ますと、せき、たん、ぜん息とぜんそく、かぜを引きやすい、などの呼吸器症状、目の症状、鼻、などの症状の有訴率というものは、いずれも道路端に面して住んでいる学童が一番高く、道路から遠ざかるに従ってきれいに低下していき。これはNO_xの濃度が道路から遠ざかるに従って低下していくということと、きわめて深い関連性が見られるんですね。だから、NO_xの濃度と学童の訴えを持つ率との間には正の相関が認められるというふうな大変有効な資料をいただけたんですが、こんなふうになつてくるんですが、そういう点で早急に私は疫学的な調査をそういった高濃度汚染の道路の沿道でやるべきだと思いますが、どうですか。

○政府委員(大池眞澄君) 先生も専門的な立場から大変手法的にむずかしいということは御理解いただいているかと存するわけですが、環境庁におきましても、かねて調査も実施しておりますし、また現在手法を開発すべく行っております調査においてもそういったような観点を配慮しながらの調査を進めておるわけでございます。何分にもこの制度からする問題の取り組みということになりますと、どうしてもある一定の広がりを持つた面という形でいろいろな問題、それをめぐっていろいろな議論がこれからされるというところでございまして、当面、焦眉の急はその辺にあるわけですが、個々の地域を検討するに当たりましては、その地域に關係してくるであろういろいろな道路あるいは自動車から排出されるガスの状況とか、そういうことは当然議論の中には入ってくると思っております。

○参院タケ子君 これはおたくの方でいまATS方式で調査してらっしゃる。そのデータでちゃんと手法を確立して進められたらどうですか。年平均〇・〇五ppmというたら日平均にしたら〇・一でしょう。かなり高濃度です。そういう地域をはたておくという手はないと思うのですが、それはどうですか。

○政府委員(大池眞澄君) いま御指摘のように、通常の地域よりも比較的高い、そういう濃度レベルのデータというものが得られるとすれば大変有用であろうということは理解できるわけですが、ただ問題は、疾病の多発というように観点である大きな集団をとらえるというときに、そういう線的に非常に細く広がっている部分をどのよう位置づけして集団としてとらえるかというものはいろいろ専門的な議論があり得ると思っております。その手法をめぐっていろいろ議論があるわけですが、その点御理解を賜りたいと思っております。

○参院タケ子君 それはSO₂のあのひどかったときのように煙突の中で人間が住んでいるようなことにならぬとあたふたとやらぬということかも知れませんが、これはぜひやはり検討してもらいたいと思うのです。時間がありませんので、もう一点聞きたいのは、障害補償給付の水準なんですね。これは指定地域の解除だとか認定地域もできるだけしぼるとかなんとかいうようなことを経団連の方針でいろいろ言うておられるようですね。私はけしからぬと思つておるんです。加害者の集団が被害者に対してあたかも値切りをやったり、あるいはいやもうあんなのやめさせないかぬとか、そんなことを言えた筋合いのものじゃないんです。被害者というのは好きこのんで病気になるって人じゃないんです。実際ね。それをあんなにどうだと言つて、経団連の文書を嫌というほどいろいろ見せてもらいますけれども、本当に腹が立つてしょうがないんです。本末転倒している。その点は環境庁としてはしっかりとしたいと思っております。加害者がつべこべ言う筋合いでないところは毅然として被害者の立場、国民の立場にお立ちになるという点を踏まえてもらいたいと思っております。が、長官、それは間違いないでしよう。

○国務大臣(橋本又三君) この制度の趣旨が被害者の方々の迅速かつ公正な保護を図っていくという趣旨でございまして、私もあくまでもこの制度の趣旨に沿つてやっていきたい、かように考えているわけではございまして、決して経団連がどうのこうの言われたからどうしていかうとかいう気持ちは毛頭持っておりません。再々申し上げておるように、見直しとかいろいろな点につきましても、あくまでも公平な立場で合理的な判断をやつていきたい、これが再々申し上げている環境庁としての基本的な態度でございまして。

○参院タケ子君 それではやりとりしていただけた時間がないのですが、それで加害者集団がつべこべ言うけれども、被害者の障害補償給付というのはいふんひふん切られておると思つておる。というのは、これは詳しく言うておると時間がないので簡単に言いますが、障害補償給付の額の算定というのは、二年前の賃金構造基本統計調査結果の中

の男女別、年齢階層別の決まって支給される現金給付額をベースにして、それに前年度の春闘の賃上げ分をスライドした金額、その八〇%を標準給付基礎月額、こういうことになっておるんですね。それで、この標準給付基礎月額で、特級、一級はそれの八〇%を、二〇としたものの、二〇〇%、それで二級の患者はそれの半分の〇・五、三級の人は〇・三というふうになっておるんですね。これは間違いないですね。間違つていたら言うてください。

この考え方なんです。が、障害補償給付制度というのは労働の逸失利益の補てんということになると、これは間違いないでしようね。逸失利益の補てんでしようね。それはどうですか。

○政府委員(大池眞澄君) 逸失利益の補てんのみならず、慰謝料的要素等も総合的に勘案してこの水準を定めております。

○参院タケ子君 だから、逸失利益の補てんと慰謝料的要素も加味して、こういうことですか。

それ、労働の逸失利益の補てんということであったら何でボーナスを含めないのか。年間所得の計算の基礎にボーナスを何で含まないのか。いまあれでしよう、労働者の収入、生活というのは月収とボーナスをまとめて生活のサイクルにしているわけですが、公害患者のように長期療養の場合には、当然逸失利益の根拠にボーナスを含む年間収入を計算するべきだと思つておるのですが、これはどうですか。

○政府委員(大池眞澄君) 制度創設時の中央公害対策審議会におきまして論議の中で当然そのようにすることも含めて論議はなされたものと考へております。その上で、中公害答申に示してございまして、うな、公害裁判におきまして判決に見られる例、あるいは社会保険諸制度の水準、あるいは自動車損害賠償責任保険の案情、これらもろもろを勘案いたしまして、保険諸制度の水準と公害裁判等の水準とのちょうど中間ということで水準が示されたわけではございまして。

○香脱タケ子君 現行のボーナスを含まないままの金額で計算をしますと、ボーナスを含んだの補償給付との差額を見てみたら、これは男子の一番高いところというのが四十六歳から五十歳が一番高いんですが、そこら辺で見たら補償給付月額で六万円から七万円ぐらい、一級、特級で差が出る。だから、二級、三級の患者でも二万円、三万円というふうな差が出て値切られる結果になるわけですが、これはボーナスを入れるべきではないかと私は思うのです。

ちよつと労働省の方おいでですか。——労働省にお聞きしたいのですけれども、無過失の賠償制に基づく労災保険法、この労災保険法によりまして、これは障害や遺族補償等には労働者の従前所得を補償するという考え方に基いてボーナスを含む補償制度になっていると思ひますが、そういう考え方と措置をちよつと教えてください。

○説明員(新村浩一郎君) 労災保険の本体給付でございまして保険給付の算定の基礎には、いわゆる三カ月を超える期間ごとに支払われます賃金、いわゆるボーナスは含まれていないということになつてゐるわけでございます。しかし、ボーナスの額が最近相当高額になつてきましたこと、それから労災保険の年金等の保険給付ということになりますと相当長期間にわたりました給付が行われることになりまして、こういう給付にいわゆるボーナスを反映させないというのは、こういった障害労働者の方々あるいは遺族の方々に対して大変お気の毒であるという強い御指摘が労働省の労災保険審議会でもございまして、昭和五十年の十二月にこういったボーナス分につきましては何らかの意味で制度に取り入れるべきであるという御建議をいただいたわけでございます。

その御建議に従ひまして、五十二年の四月からは、年金の保険給付の受給者等につきましてはこれに上積みする形でいわゆるボーナス分も給付に反映させるといふことで、労働福祉事業の特別給付金という形で支給をいたしてゐるわけでございます。

○香脱タケ子君 労災の場合は、五十二年の四月から、やつぱり労働者の生活実態が變つてきたといふことで六年前から実施してゐるわけなんです。だから、環境庁もそういうことはやつぱり情勢の変化に基づいて改善をするべきだと思ひますが、長官——後でまとめて聞きますね、たくさんある、もう一つありますから。こんなのはボーナスを入れるべきだと思ひます。さらに、ボーナスを含まない上に、大体初めから労働者の平均賃金の八〇%というように頭から削つて、その八〇%を一〇%として特級、一級には支給する、二級には半分、三級には三割というふうなことになつてゐるんで、これは二重に値切られてゐると思ひます。だから、その辺は少なくともボーナスを入れることと、一〇%を少なくとも基準にして特級、一級、二級、三級というふうなランクを決めるのが当然ではないかといふふうに思ひます。

あの時分決めるときにはどうだったかといふと、労災の休業給付は六〇%だったんですね、それで特別給付金が二〇%が加つて八〇%になったんです。労災が六〇%といふことで労災よりも部長がおつしやつた慰謝料の要素も加味して八〇%といふことになったんだけれど、しかし今日では、労災では現実に八〇%になり、企業によってはプラス附加があつてそれ以上になつてゐるわけですから、情勢が變つてゐるんだから、こういう給付についてもそれは考え直してみるべきではないかといふふうに思ひます。

私の持ち時間がもう残り少ないので、もう一つまとめて申し上げますが、もう一つは男女差がものすごくひどい。これはひどい年代では女子の給付額が男子の半分以上でございまして、こんな時間があるもうないんだから遠慮して言わないんですけれども、実際のところ少ないかといふたら、四十五歳の人が満額で二十七万円、いや二十三万円ですか。それから女子が十二万円ですが、そういう半分の半分の半分以下になつてゐるんですが、これはわが国の労働者の平均賃金といふ

んですか、これが世界一格差がひどいといふて新聞にも書かれてゐるぐらいですからひどいんですが、これはそのまゝこういう補償給付に適用するのが妥当なんだろうか。少なくとも患者の苦しみや生活をしていくといふ、いわゆる生活をしていくといふのは男女同程度の費用がかかるかと思ひます。

厚生省にちよつとお聞きしたいのですけれども、生活保護の男女間格差というのがだんだん縮められてきてゐる。これはどういふ理由でどういふように縮小されてゐるのか、ちよつと簡潔に時間ございせんのでお願いいたします。

○説明員(土井豊君) 生活保護の男女差の問題でございまして、男女の間には栄養所要量の違いがあるといふことで若干の格差を設けております。しかしながら、最近におきまして女性の社会的進出等に伴ひまして、男女間の消費の相対的な格差といふものは縮小の傾向にあるといふような考え方に立ちまして、また中央社会福祉審議会の意見具申等もございまして、五十七年度から若干の縮小を図つております。すなわち、五十六年度までは男一〇〇に対して女八五といふ割合でございしましたが、五十七年度は八九、五十八年度は九二といふふうに縮小をする予定でおります。

○香脱タケ子君 生活保護でもちゃんとそういうふうに格差を是正してゐるわけですか。そこで、もう最後にお伺いしたいのですが、いわゆるこの補償給付の標準給付基礎月額といふものです、少なくともボーナスを入れて計算するように改善をするべきである。もう一つは、いきなり頭から二〇%をカットして八〇%といふふうに決めておるのを改善して一〇〇%にするべきである。それから、男女間格差が半分以上といふふうなひどいことじやなしに、生活保護でもどんな生活のニーズと実態に応じて変化をしてきてゐるわけですから、そういうふうな改善をされてきてゐるという実態にかんがみて改善をするべきであると思ひますが、その点まとめて最初に部長からお聞きをしておいて、長官、補償法の法の精

神からいつてそういう点の改善について基本的には考へてみなければならぬ段階へ來てゐるのではないかと思ひますので、そういう点の御見解をあわせてお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(大池眞澄君) 便宜上一番最後の点を先にお答えしますが、男女差の問題についてでございます。平均賃金の実態が男女格差があるといふことが最大の原因になつてゐるわけでございます。私も、この制度におきましては、あくまでも定型化してこの逸失利益に見合う分をいふような観点からいろいろよりどころを中公審としても御検討なさいます、その結果労働省の賃構、これを採用したという経緯でございまして、その実態が男女差があると。ただ、制度を組み立てたときと現在とで相当事態は變つてきておりまして、格差は縮小する方向に向かつておると了解しております。

それから、最初の二点につきましては、先ほどお答え申し上げましたように制度創設時の中公審の御議論もございまして、また障害補償費等毎年中公審の御意見をちよつと定めてゐるということと、毎年御議論をいただき創設当時と特段変更する事情がないといふような判断をいただいておりますのでございまして、この点御理解をお願い申し上げます。

○国務大臣(橋本又三君) いま御指摘の問題のみならず朝からずっと御議論いただいております中で、基本的にこの制度はいろいろな問題、見直さなければならぬ問題も含んでおるわけでございますから、当然われわれはこの問題のみならず今後ともいろいろな資料を踏まえて検討を続けていかんやうな。これはもう当然でございますが、しかしいまおつしやつたようなことは中公審でいろいろ御審議をいただいて毎年決めておる問題でございますから、御理解をいただきたいと存じます。

○中村誠一君 本日の審議は、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案につきまして審議すべきでございますが、私は翻つて考えますと、この日本列島に生きたし生けるもの、その山河すべ

てことごとくいわば国民の健康に関係があると思
いますし、日本列島の活力が劣勢化していきま
す、当然ながら日本国民の活力も劣勢化してい
くこととなりますので、その考え方で少し本日
の法律案とは一見関係がないようではござい
ますが、一般的な問題について冒頭に演繹敷衍しつづつ質問
をさせていただきます。

いま日本の天然記念物の種類でござい
ますね、それとその天然記念物の保護、それから育成等につ
いてどういう手段が講じられているか、まずそ
れをお伺いしたいと思ひます。

○説明員(小笠原直巳君) お答え申し上げます。

天然記念物の種類の状況でござい
ますけれども、先生も御承知のとおり、私どもは文化財保護
行政の観点から学術上貴重な動物、植物等につ
きまして天然記念物として指定してござい
ます。したがって、まず動物でござい
ますけれども、動物は百九十二ござい
ます。それから植物は五百三十四、それから地質鉱物が二百七、それ
から天然保護区と申しまして動物、植物、地質鉱物
と一体となつて貴重なものを天然保護区という概
念で指定してござい
ますが、それが二十三、合
わせて九百五十六件を指定してござい
ます。どのような政策を行っているかという点につ
きまして、この天然記念物を、たとえば動物を
捕獲するとかあるいは植物を採取するとか、そう
いういわゆる天然記念物の保存に影響を及ぼす行
為につきましては文化庁長官の許可を得なければ
ならないということになっております。したが
りまして、この許可等に基づきまして一つ一つの物
件につきまして保護を加えているという状況で
ござい
ます。

○中村鋭一君 いまお伺いした中であ
れば動物、植物、こういったもので、環境庁所管であ
るのもいいと思いますか、文化庁と環境庁との間で

密接に連携を保ちつついいチームワークでや
つていた方がいと思はれるものも多々あると思
うんですが、こういった天然記念物について環境
庁はどのように対処をされているわけですか。

○政府委員(山崎圭君) お答え申し上げます。

ただいま文化庁から御答弁申し上げまし
たように、文化庁の方では学術上貴重なものとい
うとらえ方では天然記念物という形で保護を行
つております。それで、私どもも関連いたしま
して、私どもは、一つは鳥獣については絶滅の
おそれのあるもの、これを何とか保護していかな
ければならない、こういうことでござい
まして、たとえば天然記念物、文化庁で指定さ
れていて、指定と地域の指定と両方ありますが、
指定が指定されておらず鳥類二十八種のうち、
絶滅のおそれのあるものとして十七種を特殊鳥
類に指定してある。そしてこれは流通規制を行
つております。また、そのうちでも特に絶滅の
危険性が高いもの、トキとかライチョウとか、
ういうものにつきましては積極的な飼育増殖、環
境整備の事業、こういうものを行つてござい
ます。獣類につきましても同じような考え方
でありまして、文化庁の方で十種類を天然記念
物に指定してありますが、そのうち重要なもの
の、ニホンカワウソ、あるいはイリオモテヤ
マメコ、こういう代表例がござい
ますが、こういうものにつ
きまして給餌事業というものを積極的に行つ
ています。

○中村鋭一君 これは縄張り争いとかそ
んなこと成に当たつていたかと思ひます。

私は、大阪の新聞記者で、朝日新聞に長
年おられた方ですが、猪丸延久蔵さんとおし
やる方が何冊も本をお書きでござい
ますが、この方はニホ

ンオオカミがいまだにたとえは奈良県の大
台山系に生息すると、こういう説で、新聞記
者であることがあつたんですけれども、戦
後になって捕獲されたと言われているニホ
ンオオカミの毛皮を見せていただいたこと
がござい
ます。ところが一方では、こ
のニホンオオカミは明治三十一年でし
たか、ちよつと年数は明らかにしませんが、
英人の学者が奈良県の麓河川で獺師から
手に入れたニホンオオカミが最後のニ
ホンオオカミであつて、絶滅したとい
うのが学者間の定説になつてい
るようござい
ますが、環境庁はこのニホンオオカミにつ
いてはどのような見解をお持ちでござい
ますか。

○政府委員(山崎圭君) ただいま御指
摘のニホンオオカミでござい
ますが、先生お述べになりましたように、
明治三十八年だそうでありましたが、
奈良県の吉野の麓河川で捕獲されたもの
が最後とされております。これが学説上
の定説になつておりまして、私どもも
その見解に沿つてござい
ます。

なお、もちろんこのニホンオオカミの中
には、いわゆるオオカミの中にニホン
オオカミというものとそれから北海道
におりますエゾオオカミと両方あるわけ
でござい
ますが、エゾオオカミはそれよりも
数年前に絶滅したと言われてござい
ます。

いづれにしても、明治時代のことであ
りましてその後大正から昭和にかけて
いろいろ各地でその種の報道があつた
ようでありまして、あつたようであり
ます。あつたようでありまして、大体は
犬が野性化したものではなかつたかと
、あるいはタヌキ、キツネの幼獣ではな
かつたかと、こういうことがむしろ通説
でござい
まして、残念ながら私どもは現在はず
でして生息しているとは言えない、こ
ういう考え方に従つてござい
ます。

○中村鋭一君 ニホンオオカミ、私も
いろいろ学者の方に実は会つてお伺い
したんですけれども、何をもちつて犬
の野性化したものであり、何をもちつ
てオオカミであるかと特定する純然
たる科学

的根拠は案外乏しいようござい
まして、あご骨とかいわれる犬歯の状
況、それから前足のけつめ、こ
ういふもので一応の判断はして
いるようござい
ますが、やはり私は絶滅したとい
うふうには考えられませんが、早計
ではないかと、こういう立場に
立ちますけれども、ニホンオオカミ
以外に貴重な鳥獣がほとんど少
なくなつてしまつてしまつてい
る。その一方では、たとえばイ
リオモテヤマメコのように、あ
るいはまた沖繩で近來発見され
ました鳥がござい
ましたね。ああいうふうな、何
千年という間、いわばわれわれ
人類の目に触れることなく生
息をしてきた貴重な哺乳動物も
現に新たに発見されているわけ
です。

お尋ねいたしますが、ニホン
オオカミのほかにかつて日本に
住んでいた動物ですでに絶滅
したと考へられているものはほ
かにござい
ますか。

○政府委員(山崎圭君) わが国で
かつては絶滅したと思はれるもの
は、獣類につきましましては、
オガサワラギビツウというや
うなものを初めといたしまして、
小笠原群島に生息したものが四
種類、それから沖繩、宮古島、
あるいは南硫黄島、対馬とい
うような島に生息したものが三
種類、たとえば対馬ではキタキ
というものがござい
ます。そうい
うもので合せて七種類が鳥類
では絶滅したと言われてござい
ます。いづれも明治末年ある
いは明治の二十年代まで、一
部は大正九年というやうな
ものもあつたが、そういう時期
に絶滅したと言われてござい
ます。

○中村鋭一君 私が申し上げるの
は、そういうふうにかつて日本に
生息したものですでになく
なつた、あるいは数が激減して
いるもの、たとえばトキであ
りまして、これはニホンカワウ
ソでありまして、この統一的に
その推移を眺めると、それは日
本列島全体が衰へつたことの
証明といひますか、あの可憐な
動物たちがわれわれに警告を
与えてくれているんじゃないか
、こ
う思ふんですね。その点にお
いて私は環境庁の使命

というのは大変重大であると思ひますので、長官ひとつ予算等におきましてせつかくこの点に御留意をいただきまして、こういった動植物が減るんじゃないかという方向にいくように御努力くださることをお願い申し上げておきたい、こう思う次第でございます。

そういう点で、たとえば志布志湾の石油備蓄基地でありますとか、中海の干拓締め切りでありますとか、こういうことはだれが考えたって全き自然環境の保全、保護、育成には背馳する方向に進んでいっているのです、この点においても留意を促しておきたい、こう思ひます。

現在、日本と諸外国との間に結ばれております動物に関する条約の主なものを挙げていただきたいと思いますか。

○政府委員(山崎主君) 一つは渡り鳥の保護の条約がございます。これはアメリカ、オーストラリア、中国との間にそれぞれ渡り鳥の保護条約あるいは協定という形で発効しております。渡り鳥の自身、あるいはその生息地の保護につきまして、情報交換なり技術協力を毎年のように行っておりまして、協力を進めているということでもあります。そのほか、そういう二国間条約のほかにも多國間の条約といたしまして、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約というのがございますが、通称ラムサール条約というものであります。これも日本は昭和五十五年に加入いたしました。これらも重要な湿地の一つに登録をしております。

以上でございます。

○中村鋭一君 ありがとうございます。次に、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案について二、三お伺いをさせていただきます。

長官、行政改革に関する第五次答申、最終答申、第四章補助金等。その中に、「第一種指定地域の地域指定及び解除の要件の明確化を図るとともに、レセプト審査の強化等により療養の給付の適正化を進める。」、こういう条文がございます。

が、朝来の委員会の審議で他の委員の方もこの点については質問をされたと思ひますが、私は改めてこれにつきまして、長官のこの答申を尊重、実施するということの意味での御答弁をいただければ大変ありがたいと思ひますが、まずそれについてお尋ねいたします。

○国務大臣(梶木又三君) 臨調の答申は、これはこの問題に限らず、政府として最大限尊重するということとは閣議決定をいたしましたわけでございますから、この点につきましては私も尊重しなかならぬと思っております。

しかし、いまの問題につきましては、各方面からのいろいろな御意見があるわけでございまして、そういう各方面の御意見を踏まえて、私も地域指定の問題だとかあるいは暴露条件、いろいろな問題がございます。こういう問題を、これは臨調の答申ということじゃなくて、私も前々から長い間かかって、医学を含めまして、これは科学的な知見のもとに結論を出さなかならぬ、こういうことで冷静にやっておりますわけでございします。議論もこれは感情的じゃなくて、どうしても私は冷静な議論を推し進めてまいらなかならない、かように考えておるわけでございします。いまその科学的な知見の集積に努力をいたしておる、こういう段階でございます。

○中村鋭一君 第一種地域、非特異的疾患ですね。その非特異的疾患とは慢性気管支炎、気管支ぜんそく、ぜんそく性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症とありますが、私医者ではございせん。ございせんからとことん詳しいことはわかりませんけれど、どうでしょう、ぜんそくとか気管支炎というのは非常に良好な環境、たとえば高原とか、空気がいい景色もいいし、そういうところでも気管支炎とかぜんそくは起こり得るものでございしますか。

○政府委員(大池眞澄君) 御指摘のとおり非特異的疾患ということでございます。どういう場所でも原理的には発生するわけでございします。

○中村鋭一君 少しおさらいをさせていただきます。

す。じゃこの第一種地域におきまして公害病であるということを確認する場合は、非特異的疾患でございしますからどんな状況でも場合によればぜんそくにもなるし気管支炎にもなるわけでございします。これがたとえば工場の煙突から排出されるばい煙あるいは自動車の排気ガス等によって引き起こされるものであるということ特定するいわゆる認定の基準、これをもう一遍お教え願ひます。

○政府委員(大池眞澄君) この制度は民事責任を踏まえた損害を補てんする制度でございまして、御指摘の因果関係という点は重要な点であると認識しております。ところで、この対象といたしまして第一種地域の疾病につきましては、いま御指摘のような非特異的という特徴のある疾病でございします。

そこで、この制度創設当時の中央公害対策審議会の基本的な事項を御答申いただきましたときに、その点の因果関係についてはいふん多角的に詳しく議論をされまして、非常に簡潔に申ししますと、四日市の公害裁判の判決の際に用いられた因果関係の考え方、これが基本的に採用されているというふうな考え方をしております。

そのような考え方を基礎に置きまして、まず著しい汚染があり、いま問題となる疾病が他の通常の地域に比べて著しい患者の多発が見られるといううような一定の合理的な条件を定めて、それに合致するところをまず地域を指定いたします。そして、その指定した地域で指定された病気がかかっているかどうかということを確認される。もう一つ条件がございまして、その指定された地域の中で、暴露要件と言っておりますが、一定の期間以上居住する、またはそれに準ずるような通勤等の状態にあるといううような要件、すなわち、繰り返りまして、指定地域に一定の期間住んでおられれば、その者は、その地域の大気汚染とその者の病気がその影響によるとみなすと、こういう制度上の取り決めをしておるわけでございします。

す。

以上のような意味におきます因果関係のつながりでございます。

○中村鋭一君 じゃ確認をしておきますが、一定の地域に住んでいて、一定の暴露があつて、そしてそういう疾病が起こった場合は、厳密に科学的に、ばい煙でありまして排気ガスによつてかよらずか、それは問はずで、公害病患者であると認定する、そういうふうなしに基づいているわけでございしますか。

○政府委員(大池眞澄君) みなすという表現が最も適当な表現かどうかは問題点があるかと思ひますけれども、中央公害対策審議会の答申におきましては、ちよつと読ませていただきます、恐縮ですが短い文章です。

非特異的疾患といわれる大気汚染系疾病(閉塞性呼吸器疾患)にあつては、多くの場合個々に厳密な因果関係の証明を行なうことはまず不可能である。したがつて、このような特性を有する大気汚染系疾病を本制度の対象とするためには、途中を省略しまして、

指定地域、暴露要件、指定疾病という三つの要件をもつて個々の患者につき大気汚染との間に因果関係ありとみなすという制度上の取決めをせざるを得ない。

○中村鋭一君 よくわかりました。昭和五十七年九月末現在、東京都におきましては公害健康被害補償法の被認定者数は人口比〇・五〇です。大阪府全域は〇・七二です。尼崎市東部南部地域一・五一、倉敷市水島地域一・八七です。東京や大阪に比べると地域の面積、人口等で問題にならずに狭小であり人口も少ない地域、すなわち倉敷市、尼崎市等において東京の〇・五〇、大阪の〇・七二に比べて著しく被認定者数が多いというこの因果関係はどこにあるんでございしますか。

○政府委員(大池眞澄君) いま個別に例示なき

ました地域についてのコメントはなかなかむずかしい、具体的にいろいろと検討しませんがコメントしようがないわけですが、一般論として申し上げると、それぞれの地域におきまところの過去の汚染の歴史といえますか汚染の履歴、それからその地域におきまところの年齢、人口構成の差とか、あるいは医療機関の分布状況でございますとか、またそれにも増して重要なことはその地域の指定が行われたかというようなど、いろいろな要因が、単に科学的な要因だけでなく、いろんな社会的な要因も全部入ってまいっております。

ただいま御指摘のございました人口比は、ある一つの時点の断面での数字だと思っておりますけれども、これは慢性的な病気の多い地域でございますから、古くから指定しておる地域におきましてはだんだん累積されて数は多くなっているというふうなこともございます。

以上のようなことで、当然ばらつきというものはある程度あつてしかるべきというふうに考えております。

○中村鋭一君 いまある程度とおっしゃいましたけれども、私はこういうことはもっと科学的にはつきりと証明するべきであつて、いまのあなたの答弁の中で医療機関の数とかおっしゃいましたが、じゃこういう一認定区域内において、医療機関の数がたくさんあれば認定患者がふえるんですか、少なければ少ないんですか。医療機関の数とおっしゃいましたその点についてわかるように説明をお願いできますか。

○政府委員(大池眞澄君) 一般論の要因として考へ得るものとして申し上げたわけでございますが、医療機関について具体的にそういう数量的なものを持ち合わせておりません。

○中村鋭一君 では、そういうあいまいなことはおっしゃらない方がいいと、こう思うんです。

対前年同月比の現存被認定者数、これ見ますと、四日市市は五十七年の十月末現在マイナスイ、一、一、東大阪市二、一、八尾市二、四、ふ

えていますね。それから、比較的早期に地域指定を受けたたとえば大牟田市ではやはり八、八、十月末現在で推移しておりますね。こういう数字を見ておきますと、どういう基準で——いま御説明いただきましたけれども、たまたまたたとえば医療機関の数というふうなことをおっしゃる。ちよつとわかりかねる面があるんですけども、だから私は臨調の答申が「第一種指定地域の地域指定及び解除の要件の明確化を図る」と、こういう答申が出てきたと思うんです。

逆に言えば、これまで環境庁が明確に解除の要件を指定し、地域指定を行つており、レセプト審査をきちんと強化していれば、こういう答申は出なかつたわけでありまして。こういう答申が出るということは、こういうことをこれまで怠つていたからこういう答申が出たんだと言えないこともないと思ひますが、最後に長官、これについて御見解をお伺ひして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(橋本又三君) 後のレセプトが不適正に行われたとは私も思つておりません。そういう答申を出されたのはあくまでも臨調が御判断なさつたことだと思ひます。しかし私も、さてそれじゃ今後とも努力しなくてもいいのかという問題でもございせんから、今後ともあくまでも適正化に向かつてさらに努力を重ねていく、これはもう当然の義務だと考えておるわけでございます。

前段の問題につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、これはやはりなかなかむずかしい問題でございまして、各方面からいろいろ意見が出ておるわけでございますので、私どもは医学も含めましてあらゆる科学的な領域に関する知見を集めまして、あくまでも冷静な判断のもとに合理的な結論を得たいと、目下そのために一生懸命努力を重ねておる、こういう現状でございます。

○中村鋭一君 最後に念のために申し上げておきますが、私がこの質問をいたしましたのは、たと

えば先ほど来から査脱委員が指摘をしておられたそういう諸点について私も全く同感であります。求めてなつた病気でないのに、それに対して国や自治体がしかるべき手当を怠る、これはけしからぬ話であります。当然、たとえば査脱委員も指摘になつたように男女間のこういったことについての格差、これは是正をしなければいけませんし、そのことによつて被害を受けている人があんならば、その人に対して一二〇%の完璧な手当てを行うのはこれは法の命ずるところでございます。

ただ、私が言ひますのは、税金にしてもそうですけれども、その間にあいまいがあつてはいけません。脱税をする者が許されないと同時に、こういった公害病の認定一つにいたしまして、だれにもわからないように、明確にしかも広範に、しかも根本的にやらなくては本場に病気が苦しんでいる人のためにはならぬ、そう思ひましたので指摘をした次第でございます。

これで質問を終わります。

○委員長(宮下重光君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

本案の修正について査脱君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。査脱君。

○査脱タケ子君 私は、本案に対し日本共産党を代表し、修正の動機を提出いたします。

その内容はお手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明を申し上げます。

政府の提案している原案は、補償費のうち移動発生源に係る負担分に自動車重量税収の一部に相当する額を引き当てるという制度創設以来の暫定措置を、昭和五十五年に引き続き四たび延長しようとするものであります。

私どもは、当初からこの暫定措置は、自動車排ガスによる大気汚染の真の原因者である自動車製造企業の責任を免罪し、その負担をユーザーに転

嫁するといふ、まさに公害健康被害補償の公費による肩がわりであることを指摘し、これに反対してまいりました。しかるに、政府が本委員会でのたび重なる附帯決議を無視し、今回四たびこの暫定措置を延長しようとするのは、もはやこの措置を完全に固定化することを意味し、断じて容認できないのであります。

さらに今回、この暫定措置による公害健康被害補償協会交付金が第二臨調の補助金の整理合理化の対象にされ、公害患者切り捨ての口実として利用されるという重大な事態を招いていることであります。臨調最終答申は、この交付金の整理合理化を理由に、地域指定の解除、すなわち公害患者の切り捨て促進を政府に求めておりますが、こうした被害者救済に対する臨調の不当な干渉を断じて許さないためにも、いまこそこの暫定措置を改め、真の汚染原因者負担の原則に立つた恒久制度を確立すべきなのであります。

以上の理由により、わが党は原案に反対するとともに、移動発生源に係る費用負担分は自動車製造企業から正当に賦課金を徴収する制度に改め、あわせて窒素酸化物を地域指定要件に追加し、公害健康福祉事業等にある公費負担の解消を図る修正案を提出するものであります。

次に、修正案の概要を御説明いたします。

第一に、補償費等の一部に充てるため、輸入業者を含む自動車メーカーから賦課金を徴収することとし、その賦課金の額は、自動車の種別、総排気量、汚染物質の排出量等を勘案して政令で定める金額に出荷台数を乗じて算定することとしております。

第二に、ばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染負荷量賦課金の賦課対象物質に硫酸酸化物とともに窒素酸化物を法定することにより、窒素酸化物が公害健康被害発生の原因物質であることを明確にし、これを地域指定要件に追加することとしております。

第三に、公害健康福祉事業費、自治体の補償給付事務費及び公害健康被害補償協会事務費にある

るとともに、発生源の公害防除の努力が十分に反映されることを重点においた方策の確立に

ただいまの決議に対し、梶木環境庁長官から発

2 前項の場合において、前条第二号に掲げる費用に、同条第二号の次に掲げる費用を加算する。

する費用を充てゐるもの、並びに協会の行政費に要する費用並に、第二種地租に係る持分控除による被害に關して行なう公害保健福祉事業に

う」を「第二種地域に係る費用に充てるためのもの及び協会が行う」に改める。

第九十七条を次のように改める。

第九十七条 削除

附則第十九条の二を次のように改める。

(昭和五十八年度及び昭和五十九年度における特例)

第十九条の二 昭和五十八年度及び昭和五十九年度においては、協会は、第四十八条の規定による納付金のうち第一種地域に係る費用に充てるためのもの及び協会が行う事務の処理に要する費用の一部に充てるため、大気汚染の原因である物質を排出する自動車(以下単に「自動車」という。)の製造者(自動車を輸入する者を含む。以下第五項までにおいて同じ。)から、毎月、自動車賦課金を徴収する。

2 自動車の製造者は、自動車賦課金を納付する義務を負う。

3 自動車の製造者から徴収する自動車賦課金の額は、自動車の種別、構造、総排気量、第五十二条第一項の政令で定める各物質ごとの排出量等を勘案して政令で定める自動車の区別ごとに、自動車一台当たりの賦課金額にその月において当該製造者が当該製造に係る製造場から移出(輸出のための移出を除く。次項において同じ。)をした自動車の台数(自動車を輸入する者にあつては、保税地域から引取りをした台数)を乗じて得た額の合計額とする。

4 前項の自動車一台当たりの賦課金額は、第三条第一項に掲げる補償給付の種類ごとの受給者見込数及び平均受給金額の見込額その他の事項に基づき算定した第一項に規定する費用に充てるための自動車賦課金の総額として当該年度において必要であると見込まれる金額と前項の政令で定める自動車の区別ごとの当該年度における自動車の製造場からの移出の見込台数(保税地域からの引取りをする見込台数を含む。)とを基礎として、同項の政令で定める自動車の区別に従い、政令で定める。

5 自動車の製造者は、毎月、自動車賦課金を、総理府令、通商産業省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その翌月の末日までに協会に納付しなければならない。

6 前各項における移出、引取り、製造者、製造場その他の用語の意義及びその用法については、物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)における物品税を課する場合の用語の意義及びその用法の例に準じて政令で定める。

7 第五十五条第二項から第五項まで及び第五十六条から第六十一条までの規定は、自動車賦課金の納付、延納、督促、滞納処分、延滞金、徴収手続その他自動車賦課金に関し、準用する。この場合における技術的脱替えについては、政令で定める。

8 協会は、第八十八条各号に掲げる業務のほか、自動車賦課金の徴収の業務(これに附帯する業務を含む。)を行う。この場合における第八十九条第一項、第九十一条及び第五十条第一項中「業務(汚染負荷量賦課金及び特定賦課金」とあるのは「業務及び附則第十九条の二第八項に規定する業務(汚染負荷量賦課金、特定賦課金及び自動車賦課金」と、「又は特定施設等設置者」とあるのは「特定施設等設置者又は自動車賦課金を納付すべき自動車の製造者(自動車を入力する者を含む。以下同じ。)」と、第九十一条中「業務」とあるのは「業務及び附則第十九条の二第八項に規定する業務」と、第九十一条中「又は特定施設等設置者」とあるのは「特定施設等設置者又は自動車賦課金を納付すべき自動車の製造者」と、第五百十条第三号中「第八十八条」とあるのは「第八十八条及び附則第十九条の二第八項」とする。

9 自動車賦課金に関する第二百二条第一項、第二百四十一条第一号及び第二百四十一条第一項の規定の適用については、第二百二条第一項及び第二百四十一条第一号中「第八十九条第一項」とあるのは「附則第十九条の二第八項の規定により

読み替えられた第八十九条第一項」と、第二百四十一条第一項中「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあり、「ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者」とあるのは「自動車賦課金を納付すべき自動車の製造者(自動車を入力する者を含む。)」とする。

10 自動車賦課金に関する第二百四十六条第一号及び第二百四十七条の規定の適用については、第二百四十六条第一号中「第九十一条」とあるのは「附則第十九条の二第八項の規定により読み替えられた第九十一条」と、第二百四十七条第一項中「第二百二条第一項」とあるのは「附則第十九条の二第九項の規定により読み替えられた第二百二条第一項」と、同条第二項中「第二百四十一条第一項」とあるのは「附則第十九条の二第九項の規定により読み替えられた第二百四十一条第一項」とする。

11 自動車賦課金に関する第二百四十九条の規定の適用については、同条中「第二百四十六条第一号」とあるのは「附則第十九条の二第十項の規定により読み替えられた第二百四十六条第一号」と、「第二百四十七条第二項」とあるのは「附則第十九条の二第十項の規定により読み替えられた第二百四十七条第二項」とする。

12 昭和五十八年度及び昭和五十九年度における第四十九条第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「別に法律で定めるところにより徴収される金員」とあるのは、「協会が附則第十九条の二第二項の規定により徴収する自動車賦課金」とする。

附 則
この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

昭和五十八年四月十九日印刷

昭和五十八年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局